

しかしてその後、それぞれの法律について三回にわたり有効期限の延長がはかられて今日に至っているのであります。その間、これら地帯の農業生産基盤の整備をはかるため、農業振興計画に基づきまして、土地改良事業、農地の保全事業等各種の事業を実施して、この地帯の農家の要望にこたえて相当の成果をあげてまいつたのであります。しかししながら、積寒地帯等は自然的、社会的、経済的状態が劣悪であります。これら地帯の農業振興を積極的に促進することは、きわめて重要なことであり、振興計画に基づく諸事業をお引き続き実施していくかなければならない実情にあります。

りで失効するこれらの法律の有効期限をさらに三
ヵ年間延長いたしまして、引き続き各般の関係事
業の積極的な推進をはかり、これら法律制定の所
期の目的を達成するに遺憾なきを期するようにな
たしたいと考える次第であります。

以上が本法案を提出した理由でござります。
何とぞ慎重に御審議の上すみやかに御可決くだ
さいますようお願い申し上げる次第であります。

○川村清一君　ただいま提案者より提案理由の御説明を承りましたが、この際、まず提案者に一言お尋ねをいたしたいと存じます。

ただいま提案者からの御説明にもありましたように、本法は積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法をはじめといたしまして急傾斜地帯あるいは畠田単作地域や海岸砂地地帯の農業を振興せしめ、並びに畑地農業改良を促進することを目的とする五つの法律から成り立つておるわけでございます。しかも、いづれも議員立法でありますし、当初成立以来今日までに三回の期限延長がなされてまいっております。今日の改正は実に第四次の期限延長であります。最初からこの法律は期限を制限した时限立法でありますので、普

通、常識的に判断いたしまして、二回も期限を延長いたしましたれば、たいてい立法の目的が達成されるのが当然であると考えられるのであります。しかしに今回さらに四回目の期限延長の改正をなさなければならぬと、こういう理由は一体那邊にあるのか、理解に苦しむものでござります。この点ただいまの提案理由の説明だけではよく理解できません点がござりますので、この機会に提案者から率直な御意見をお聞かせいただきたいとかのように存する次第でござります。

○衆議院議員(足立篤郎君) お答えいたします。いわゆる積善法等特殊五法の有効期限の延長を御提案申し上げた理由につきましては、ただいま御説明を申し上げたとおりであります。が、率直に

申し上げますれば、特殊五法の対象地域における施策の進捗状況につきましては、必ずしも画一的ではございません。相当の残事業もあると認められますので、この際、各位の御賛同をいただきまして五法の期限の延長を行ない、これに基づいて政府は振興計画等の残事業を可及的すみやかに消化するとともに、自然条件の不良な地域の農業振興につきまして、より一そう効果的な対策を講ず

るための講習研究をさらに重ねてほしいというの
が私の真意でござります。
○川村清一君 それでは政府に対しても尋ねをいた
します。この法律は、ただいま提案者の御説明によ
りもありましたように、最初の成立がいすれも昭
和二十六年、あるいは二十七年、二十八年でござ
ります。しかも法の目的は、きわめて劣悪な自然
条件のもとに營農を続けております農民の生産力
を高め、経営の安定と生活の向上をねらいとした
ものであります。これが十数年たつてこられたその
効果をあげていいことはまことに遺憾でござい
ます。これは一体いかなる理由によるものか。あ
まり期間が長くなつたのですからマンネリズム
になつたものか、それとも悪く勘ぐれば、議員立
法なるがゆえに行政に熱意を持たない、怠慢だつ
たのではないかと疑問を持たざるを得ないのでござ
ります。そこで、今まで十数年たつてこのよ

うな状態である。その理由の最たるもの、あるいは今までやられた点において、計画が一体どの程度進んで、一体どの程度残事業が残つておるのか、これは詳細あげなくともよろしいですが、大体のところをひとつここで明らかにしていただきたい、かように存します。

○政府委員(森本修君) 五法の計画に対します進捗状況でございますが、具体的な数字が詳細にございますが、計画に対するそれぞれ進捗率を申し上げますと、積雪地帯の分につきましては第三次計画に対しまして約七九%の進捗率でござります。それから急傾斜の地帯もやはり第三次計画に対しまして七四%，それから海岸砂地帯の分につきましては七四%，それから畠地の関係は、実

は若干計画と実績の間に項目的なギャップがござりますので、形式的に比べますと一〇%といふことに相なっております。それから渥田単作地帯につきましては三六%でございますが、これは他の法律に基づきます振興計画の第三次の立て方が多少違つております。これも形式的に比較いたしまして三六%ということになつておりますが、実質的な比較におきましては、ほぼ他の地帯と同

○川村清一君　ただいまの御答弁では私のお聞きをしていることに的確にお答えいただいてないわけですが、第三次計画に対する進捗状況と申しますが、しあわせに進んでおらないといふよりは、田地帯が三六%しか進んでおらないといふよりは、このように進んでおらぬことは御説明の中にあるたと思います。私はこゝへまことに申上げましたように、行政の態度としてマンネリズムになつておるのではないか、あるいは議論立派であるがゆえにいわゆる執行に熱意を持たなかつたのではないかということを申し上げておるんであります。これが原因ではないか、こういう点はないかどうか、これを明らかにしていただきたい。

○川村清一君 最後のところは大臣の所信を承り
であるからその取り組みに熱意がないといふやうなことは絶対ございません。ただ御案内のように、この計画はかなり広範な地帯に対する土地改良計画でござりますので、全体の計画をこなしていくということになりますと、他の地区との関係なり、あるいは政府全体の予算のあり方といったようなことに關係してまいります。そういうた条件のもとにおきまして、できるだけ私どもは事業の消化に従来からつとめてきたつもりでございますが、御指摘のようだ、計画に対しましてなお若干の残事業を残しておるという状況でございます。今後とも計画の達成に最善の努力をいたしたいというふうに思っております。

たいので大臣が御出席になるまでちょっと待たしていただきたいと思います。

○宮崎正義君 関連して、渥田の三六%というのには、なお今後もまたこの法案は延ばされるようなきらいも考えられるわけですが、また渥田の各地域のがそれぞれ出ておりましたが、どこのところがおもに進められて、どこが残つておるのか、概略説明を願いたいと思います。

○政府委員(森本修君) やうと地帯別の状況はいま調べますが、一言状況について申し上げますと、渥田の関係は、第三次の振興計画を立てまして際に他の地域の振興計画の立て方とは若干違いますとして、いままでの他の地域の立て方でありますと、従来の計画の残事業を第三次の振興計画と見てほぼ階級をして立てておったわけであります。ところが、御案内のようにこれは審議会がございまして、そこで計画を調整していただくといふことになっておりまして、渥田のみは第二次の計画が完了いたしました後に、新しくまた要土地改良の調査を行ないまして、その結果で第三次計画を立てるというふうな形に相なつておるわけでございます。したがいまして、第三次改良計画のはうは、他の地域とは異なりまして、かなり大幅な計画量の増加といふふうな形になつております。いうえ難解がございまして、他の地域の進捗に比

○委員長(和田鶴一君) 全会一致と認めます。よって、本決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議案に対し農林大臣から発言を求めておりますので、これを許します。

○國務大臣(西村直己君) 政府といたしましては、ただいまの決議の御趣旨を十分尊重して、特殊地域の農業振興につとめてまいりたい所存でございます。

○委員長(和田鶴一君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(和田鶴一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

○委員長(和田鶴一君) 次に、米価問題につきましては、この際理事会の申し合わせにより、委員長から農林大臣に要望いたしておきます。

去る一月二十四日、政府は米価審議会の委員を任命したが、その構成において生産者及び消費者代表を除外したことは、米麦の價格答申に偏向を招くおそれがあると懸念する向きもある。したがつてこの際生産者及び消費者などの代表が参加できるよう再検討されたい。また現行の食管制度に変改を加えることは生産者に多大の不安を与える、その生産意欲の減退を来たすものと予想されるので、食管制度をあくまで堅持するよう配慮されたい。

以上要望いたします。

○國務大臣(西村直己君) ただいま述べられました御要望につきましては十分承っておきたいと存じます。

なお、米番の問題は目下各党間で御協議を続けておられると承知しておりますので、私といたしましてはその結果を尊重してまいりたいと存じます。

○渡辺勲吉君 三十日にこの委員会で、委員長から次のようない意

○委員長(和田鶴一君) 農林水産政策に関する調査として、乳価問題等に関する件を議題といたします。

○渡辺勲吉君 私は西村農林大臣とは初めての出合いでありますから、大臣の基本的な考え方をまずお尋ねをしたいのです。

大臣は国会における意思表示をされた場合に、それをどう受けとめられる基本的な態度であるか、そういうところをまずしかと承りたい。

○國務大臣(西村直己君) 私の国会におきまする発言といふものは、その発言に従つて十分責任はとつてまいらなければならぬと存じます。

○渡辺勲吉君 その根拠はどこにありますか。その発言を尊重する、意思表示を尊重するという、大臣のその所信の基本となるものはどこにありますか。

○國務大臣(西村直己君) 御存じのとおり、国会におきましては憲法に従いまして、憲法によつて国会は国權の最高機関といたたまえをおとりになります。いろいろな国政を御審議になるわけであります。それに従いまして、政府としては責任を持つてまいらなければならぬ、こういうたたまえでござります。

○渡辺勲吉君 それでは具体的に伺いますが、その前に、きよろく本委員会に配られた乳価に関する資料、これは大臣、責任を持ってこの資料は確認をされておりますね。

○國務大臣(西村直己君) 農林省から御審議のためにこちらに出した資料でござります。

○渡辺勲吉君 いや、その資料は大臣が確認をされて出されたのかどうか伺つておるわけです。

○國務大臣(西村直己君) やはり御存じのとおり、細部にわたりまして私が一々目を通しているものじゃございませんが、それぞれの役所の機関を通じてこれをつくりあげ、その責任は私にあると心得ております。

○渡辺勲吉君 それでは伺いますが、去年の三月

思表示をしております。

「加工原料乳及び飼料の価格等に関する本日の審議の経過にかんがみ、政府は、四十二年度の保証価格並びに指定乳製品の安定指標価格及び飼料価格を決定するにあたつては、次の事項の実現につき遺憾なき措置を講ずるよう、理事会の申し合わせにより、委員長から強く要望いたします。

一、加工原料乳の保証価格については、銅育管理労働並びに自給飼料投下労働を、五人規模以上製造業労賃をもつて統一的に評価替えすること。

二、指定乳製品の安定指標価格については、算出の基礎となる基準期間を過去四年に遡及することなく、極力短縮すること。

三は、まあ省略してもいいんですが、えさのことです——ということを強く要望しておる。

これはもとよりわれわれ委員長、理事の慎重な一言一句もゆるがせにせざる内部の討議を経、また当委員会における当時の大臣と私の質疑を通じてあらわれた問題点を、各党が一致した意見として、国会の要請を時の農林大臣にしておるわけです。

ですから、あなたから冒頭に、国会の意思表示は憲法で定める最高の、国民の信託をあづかつたもので、この権威あるものを尊長するということを承りましたので、それでは、この三月三十日に、これらの最高の国民の意思表示を受けた農林大臣は、このわれわれの要請を一体どう取り上げたのか。たとえば去年は告示まで間があったわけだ。

それに一体いかなる検討を加えたか。大臣でありますから一步前進させまして、乳価価格決定の要素に取り入れたわけでございますが、その際にも論議が出来ましたが、われわれとしてはその全労働をそぞういう基準で扱い、評価がえをするかどうかといふ問題につきましては、やはり先ほど申し上げたようなあらゆる観点からいろいろ研究をしてまいりました。こういう意味で、まだその結論は出していない段階であります。

○國務大臣(西村直己君) 昨年の乳価決定にありました御存じのとおり、昨年初めて主要銅育管理労働という部門につきましてはこれを採用の考え方から一步前進させまして、乳価価格決定の要素に取り入れたわけでございますが、その際にも論議が出来ましたが、われわれとしてはその全労働

会でお申し合せになりましたことは私も承認しておりますが、同時に政府全体をあげての価格政策のいう個々の具体的な問題になりますと、そういうような考え方もありますが、問題は、価格決定とたしておるわけありますが、問題は、価格決定と

ます。また去年は、それが現実に農林大臣の告示価格が出来ましたか。また去年は、それが現実に農林大臣の告示価格が反映しなかった。しかし、一年を経た今日、四十三年度において、再びこういうわれわれの意思をじゅうりんした去年と同じような便直した——財政だけじゃない、こういう便直したことなどござります。

三は、まあ省略してもいいんですが、えさのことです——ということを強く要望しておる。

これはもとよりわれわれ委員長、理事の慎重な一言一句もゆるがせにせざる内部の討議を経、また当委員会における当時の大臣と私の質疑を通じてあらわれた問題点を、各党が一致した意見として、国会の要請を時の農林大臣にしておるわけです。

ですから、あなたから冒頭に、国会の意思表示は憲法で定める最高の、国民の信託をあづかつたもので、この権威あるものを尊長するということを承りましたので、それでは、この三月三十日に、これらの最高の国民の意思表示を受けた農林大臣は、このわれわれの要請を一体どう取り上げたのか。たとえば去年は告示まで間があったわけだ。

それに一体いかなる検討を加えたか。大臣でありますから一步前進させまして、乳価価格決定の要素に取り入れたわけでございますが、その際にも論議が出来ましたが、われわれとしてはその全労働

をそぞういう基準で扱い、評価がえをするかどうかといふ問題につきましては、やはり先ほど申し上げたようなあらゆる観点からいろいろ研究をしてまいりました。こういう意味で、まだその結論は

○國務大臣(西村直己君) まだ研究中だとかという話ですが、それでは私は尊重に値しないと思う。この委員長の要望というのは、われわれ社会党、公明党、そういう野党だけの申し入れじゃないのですよ。与党も入つて、それぞれの代表たる理事事が委員長とともにこの委員会に反映した問題点を整理

して大臣の答弁を集約し、事務当局のまた考え方を整理をしてそろして出したものです。それを与党たる自民党から出た大臣はどう一体それを検討しているのですね。検討させていますか。官僚に振り回されているのじゃないか、実態は。

○國務大臣(西村直二君) もちろん私は農林大臣でござりますから、農水の御要望については、極力それを尊重する立場でやつてまいります。しかし、国会全体といたしましては——政府全体の責任においてしなければならない価格全体の立場もございましょう。そこらも十分私國務大臣の立場でも考えていく。同時にまた事務当局におきましては、この方針といふものを、当然これは国会の農林水産委員会の委員長、理事の御要望として受け取って、いろいろなデータを集めて検討はしていることは事実でございます。

○渡辺勘吉君 いづれこれはあとでゆっくり具体的に伺いますから、大臣は時間に制約されておりますから、私は大臣に伺いたいことを集約して伺うわけです。それで検討しているということですから、これは事務当局でこの要望を検討した資料を出してくださいよ。すぐ私質問に入るから、それを全部出してください各委員に。それすらないとすればこれは單なる独善だ。それはぜひ出してください。

大臣に伺いますが、どうも私は、あなたの前段で言つたことと現実に農林大臣が行政と踏まえている姿とはちくはくな感じを受ける。たとえばきのうの審議会でも答申が出来ましたね。審議会の問題も私は大臣にいろいろほんとうは聞かなきゃいかぬ。国会議員をはずした——まあこれは政府に任命権があるから政府の意図する人物を選ぶ、これはあなたの権限でしょう、それならばこそわれは国会でこの重大問題を慎重に審議する責任がある。しかもこれらはたしてできるか非常に問題ある。しかもこれらの審議すら、責任者である大臣の時間的制約があつて十分な大臣との審議もできない。こういうことでほんとうに権威ある国会の審議といふものがはたしてできるか非常に問題だと思う。とにかくのう一つの答申が出てお

して大臣の答弁を集約し、事務当局のまた考え方を整理をしてそろして出したものです。それを与へたる民主党から出た大臣はどう一体それを検討しているのですね。検討させていますか。官僚に振り回されているのじゃないか、実態は。

○國務大臣(西村直二君) もちろん私は農林大臣でございますから、農水の御要望については、極力それを尊重する立場でやつてまいります。しかし、国会全体といたしましては——政府全体の責任においてしなければならない権限全体の立場もございましょう。そこらも十分私國務大臣の立場でも考えていく。同時にまた事務当局におきましては、この方針といふのを。当然これは国会の農林水産委員会の委員長、理事の御要望として受け取って、いろいろなデータを集めて検討はしていることは事実でございます。

○渡辺勲吉君 いざれこれはあとでゆづくり具体的に伺いますから、大臣は時間に制約されておりますから、私は大臣に伺いたいことを集約して伺うわけです。それで検討していくということですそれを全部出してください各委員に。それすらな

いと子ひよこには草ぶる出来事。それよぞと出しな

る。それにはこの管理労働について評価の適正をはかる云々などいろいろとが出ていきますね。これで私たちの、去年の三月三十日の委員長の要望通り合流して、四月一日に告示するこの乳飴をどう一体尊重するつもりですか、それともこれやっぱり政府の隠れみのとしてマイウエーを行なうというのですか、その腰のところをまず聞かなくてください。

昨日の答申はすでに御存じのとおり、ここに手元にござりますが、たとえばお話を飼育労働についての評価の適正化、この部分だらうと思ふんでございますが、これにつきまして私自身が直接出ておるわけではございませんが、その場合に、経過としては両論あるいはいろいろな意見が出たことは御存じのとおりでござりますし、主要飼育労働の部分だけに限つておる御意見とか、それからお説のように統一的な扱いを評価がえをす御意見とかそれぞれいろいろな御意見がありました。結論として、こういう抽象的な表現の中でひとつ適正化をはかつてもらいたいと、こういうのが私はこの結論だと受け取つておるのであります。

ると思う。素朴に聞いてくださいよ。従来の経験にかかわりなく、いまそういう実態なんだから、そういうものに対しても大臣は大所高所から決断を下さなければならないこれは重大な時期にいまきておる。あとはあなたの大臣としての最高の責任ある立場を駆使すればいい。部下にはそれを忠実に守らなければいい。どうですか、大臣。

○國務大臣(西村直二君) 價格政策は、なるほど生産者の立場から考えればかなり高いほうが多い、ということでもこれはわかります。昨年の乳価決定におきましても、私は党のほうにおりましたけれども、前進を相当さしめたつもりではござりますが、ことにおきましても、諸般の状況はいろいろ考慮してまいらなければなりません。それから一面、いまおっしゃるような構造上の面もあるかもしけませんが、しかし一面におきまして、また酪農のいまのあり方、輸入のふえてる面においては、私は、国民の消費水準と申しますが、消費需要のやはり変化というよろな、こういふもののいろいろなもののがかみ合つてきておるという面も考えなければならず、ただ価格だけですべてを解決するということではうまくいかないのではないか、こういうような考え方を持つておるのであります。

○渡辺勘吉君 国民の消費需要はもう見通しがあるんですよ。その見通しに対しても、國內の酪農の生産計画が実態と離れた、はね上がった計画で、その計画が実行とは非常にギャップがあるところに問題がある。それをあなた御存じですか。酪農は長期計画がある。去年も私は指摘しているが、その計画と実際のこの進行状態とは非常にギャップがある。何がギャップがあるかということがこういう矛盾を来たしているんですよ。それはもとよりその生産性を上げるために、自給飼料の依存度を高めるための草地造成にもつと國家資本を導入する基本的な問題もありましょう、あるいは優良牛の普及奨励の問題もありましょう、あるいは酪農に従事する農民の生活安定の社会保障の問題もありましょう。しかし、さしあたりはそういう構造的な政策の前に、この乳価そのものが低きに

六

失して、この牛乳を手放すという農家が内地ではどんどんふえてきておる。そういう魅力のない実態といふものを持つておる。それでいくために、は、相当思い切つたこれは振興の施策を講じなければ、政府の確立した長期の酪農振興計画が宙に浮いておる。この宙に浮いておる部分の不足が牛乳依存の割合を高めておるという、これは酪農政策計画と多少の違ひはあるけれども並行してきておる、実態は。むしろそれを供給する生産乳の伸びが低い、そこに問題がある。それに打つ手はいろいろあるが、さああたりはやはりこの保証価格のきめ方、そこに問題があるということを私は言ふる、かということをお聞きしているわけです。

○國務大臣(西村直己君) まあ国といたしましていろいろな酪農推進、あるいはその基盤になり出す草地造成であるとか飼料の対策であるとか家畜導入であるとか、いろいろな問題があると思います。それから同時に価格の問題も確かにわれわれとしてはその意味で、こういう乳価の改定といふものをやつていかなければならぬ問題もあります。と同時に、消費の計画以上の伸びといふものもある。それらを勘案いたし、その中でもつて私としてはこれに対する適応した施策を考えていかなければならぬ、こういう考え方であります。

○渡辺勲吉君 どうも私は、たとえば先ほどの補充法の問題でもそうですがね、赤城農林大臣は私ども、またぞろ时限法を延ばさなければならぬ、さうなり国会の意思というものが尊重されない、どこにあるのか、一体これは、私は私なりにそれを考えてみた。それを大臣もひとつ考えていただきたい。

そこで、私は視角を変えまして、こういうのをひとつ大臣に紹介しておきたいんですよ。これは

書いてもらら必要はない。聞いてもららねばいい。「佐藤内閣の成立以来、佐藤首相の政治体質についてはいろいろなことがいわれてきた。だが、そのなかで、もつとも數多くいわれたことのひとつは、佐藤の無策と内閣ということであり、もうひとつは問答無用の強引きということである。表面的には支離滅裂のいかげんなことをいいながら、実際には強力な行政権力をどんどん行使するという反民主主義的本質をついた適切な特徴づけということができよう。」これは経済評論の巻頭論文の一節であります。私はどちらも貧しい国会の経験を通じて、どうしてもこの強力な行政権力ということが多いひつかかる。この行政権力というものの上に与党がちょこんと乗せられているのじゃないかという気がさえます。たとえば、私は具体的に言いましょう。去年私たちがああいう保証価格の設定について、あるいは基準取引価格の基準年を短縮する問題について委員長から、当時の野知君から政府当局に対する強く要望したあの保証価格の場合の主体労働と付随労働を分ける、私から言えば知能犯的な労働の分解のし方、ああいうものにはわれわれ野党だけじゃなく自民党だって、ああいうことに對して統一的な評価がえをすべきという意思表示をしておられるでしよう。それがさっぱり空文になつてゐるじゃないですか。そうしたら何が一体こういう告示に使う材料を強力にこれを実施にまで持っていく力がどこにあります、一体。大臣は無策じやないか。われわれ国會議員を愚弄しているのじゃないか。少なくとも、もつとえりを正して謙虚に、行政権力を乱用しないで、もつと民主主義のルールに従って国民の声を聞くといふ謙虚さがないかたならば、これは末期的な症状じやないですか。そこを私は非常に懸念するわけです。そこを大臣に期待するから、限られた時間で大臣にだけ伺うのです。私の主張する根拠は、これから大

私は空理空論で言つてゐるのぢやありません。現実にものを踏まえて、現実の統計を駆使してこれから私が主張する根柢をそれを出席された政府委員にお尋ねをするのであります。このことを私は大臣に、実力のある大臣にやはり反省をしてもらわなかつたら、去年もこうう要請をしたにかかわらず政府が審議会へ出した原案にたつた六十何錢を手直ししただけで告示をしておる。われわれが指摘した問題は一つもこれを取り上げていない。この調子でいけばことしも、去年の保証価格に例をとりましようか、去年の保証価格四十四円三十九錢に対して一円三十八錢アップの原案が出ておる。これに何ばかり足して一キロ二円台にやつてお茶をにごそらといふ腹が見えずしておる。そういう茶番じみたことでわれわれ酪農民を瞞着するわけにはいかないだろう。国内の酪農事業は危機的様相を帶びてゐるのですよ。そこを私は大臣にもつと適正に行政を実施していただきたい。立法の機關として、これを国民の声としてあなたにお願いをするのです。もう少し、ものは考えようですよ、冷た、やろうと思えば彼らでも冷たい風が吹きます。あたたかくしてやろうと思えば同じものでもあたたかい措置もできるものです。同じ統計の使い方でも、これをプラスに利用しようと思えばプラスになります。これを厳しく締めつけようと思えば厳しく作用もできます。この両刃の使い方はかかつて大臣のこれは権限にあるわけですが、大臣が一体この農林大臣に就任してでするのか。その竿頭に立つた現時点において、私は大臣の眞のその気持ちといふのをお伺いします。そうして私はあと次官以下にお尋ねをいたします。これをとくとひとつ、この場を通じて国民党が予算委員会にお立ちになつたあとで具体的に伺います。

○國務大臣(西田直二君) お、一、二点はよく木
かります。私も農林大臣でございますから、酪農
振興、酪農民の立場に立つてものを考えるといふ
立場は忘れないようにしてまいりたいと思いま
す。ただ事柄が価格でござります。しかもいろいろ
な、単に農林省だけでこれをやるべきものじゃ
ありません。各省間の問題も伴う問題であり、諸
般の価格の中にも関連してまいる問題でもあります
。したがって、私はどちらのほうで述べられま
した意見、またこれから私が予算委員会に出まし
た後におきましても、皆さんの間で御発言いただ
く御意見等も十分によく承わりましてその上で最
終的な結論を得たい、こういう考え方でございま
す。

○渡辺勲吉君 次官伺いますが、畜産審議会に
政府がお出しになつたまゝ保証価格から伺いま
す。

この保証価格といふものを見ますと、去年この
国会で私たちが政府に申し入れた幾多の問題が不
間に付されて出ておる。これは一体あなたにそろ
いろ経過の相談があつたんですね。なければならない
と言つてください。

○政府委員(日高広為君) 従来の経過につきまし
ては詳細にまだ承つておりますんでした。

○渡辺勲吉君 それでは事務当局に聞きますが
ね、これは去年私たちが意思表示をしたわけで
す。それを検討したわけでしょう、その検討した
資料を出してください。ついでに、ことしの算定
にあたつて政府の算出した試算がありますが、私
たちが去年この委員会で大臣に強く要請した問題
を計算するとどうなるか、ことしの価格。その去
年とことしの、しかも第二項の基準年を短縮する
と言いましたから、三年に短縮した場合と、最近
時二年に短縮した場合と、その二つのケースの資
料をまず配つてください。その資料を見てから質
問します。

○説明員(立川基君) ただいまのお話でございま
すが、昨年度の当委員会の申し入れにつきまし
て、中でいろいろと検討したこととは事実でござい

Digitized by srujanika@gmail.com

ます。ことじことしの価格を算定するにあたりまして、先ほどのよな御議論につきましていろいろ検討した資料ございますので、ここで申し上げてよろしいと思います。いま持つて来ておりますのは、本年度の算定のときにあたりまして検討した資料でございますので、昨年度についても実はつくりとおりませんので若干時間がかかると思ってます。

○渡辺勘吉君 ことじだけでいいですよ。

○説明員(立川基君) お配りいたします。

○渡辺勘吉君 そのほかに、保証価格の、付帯労働と自給飼料に投下した自家労働の、やっぱり労賃を評価したもの、それを出してください。

○説明員(立川基君) すぐつくれませうして当委員会へ提出いたします。いま作成中でございますので若干時間がかかると思いますが、お届けができると思います。

○委員長(和田錦一君) 速記をとめてください。

〔東記中止〕

○委員長(和田錦一君) 速記を起こして。

○渡辺勘吉君 それじゃ、資料をいただきましたのでお尋ねいたします。

三お伺いします。

生乳生産費調査によりますと、搾乳牛の頭数は四十一年度の三頭から四十二年度が三・七頭とふえていて、全国の平均が四十一年度は二・七頭ですね、四十一年度は三頭、四十二年度は三・七頭になっていますね。そうしますと、四十一年度は対前年比で一二%アップ。ところが、四十二年は二三%アップになっていますね、これは全国平均です。そこで加工原料乳地帯の北海道、内地六県の原料乳の基礎計算、この場合は四十年、四十一、四十二年はどういうふうになっていますか。私が、私お伺いする趣旨は、四十一年度の伸び率が非常に高いと思うんですよ。そしてそれがまたどういう理由なのか、この点をひとつ御説明を願います。なお、あわせて乳量が三・二%、脂肪率換算で、全国が、四十一年度が一頭当たり平均乳量が

四千五百九十二キログラム、これは去年かなり時間費をして私お尋ねしたところですから、きょうは重複を避けたままであります。いま申し上げてよろしいと思います。いま持つて来ておりますのは、本年度の算定のときにあたりまして検討した資料でございますので、昨年度についても実はつくりとおりませんので若干時間がかかると思ってます。

○渡辺勘吉君 ことじだけでいいですよ。

○説明員(立川基君) お配りいたします。

○渡辺勘吉君 そのほかに、保証価格の、付帯労働と自給飼料に投下した自家労働の、やっぱ労賃を評価したもの、それを出してください。

○説明員(立川基君) すぐつくれませうして当委員会へ提出いたします。いま作成中でございますので若干時間がかかると思いますが、お届けができると思います。

○委員長(和田錦一君) 速記をとめてください。

〔東記中止〕

○委員長(和田錦一君) 速記を起こして。

○渡辺勘吉君 それじゃ、資料をいただきましたのでお尋ねいたします。

三お伺いします。

生乳生産費調査によりますと、搾乳牛の頭数は四十一年度の三頭から四十二年度が三・七頭とふえていて、全国の平均が四十一年度は二・七頭ですね、四十一年度は三頭、四十二年度は三・七頭になっていますね。そうしますと、四十一年度は対前年比で一二%アップ。ところが、四十二年は二三%アップになっていますね、これは全国平均です。そこで加工原料乳地帯の北海道、内地六

県の原料乳の基礎計算、この場合は四十年、四十一、四十二年はどういうふうになっていますか。私が、私お伺いする趣旨は、四十一年度の伸び率が非常に高いと思います。いま持つて来ておりますのは、本年度の算定のときにあたりまして検討した資料でございますので、昨年度についても実はつくりとおりませんので若干時間がかかると思ってます。

○渡辺勘吉君 ことじだけでいいですよ。

○説明員(立川基君) お配りいたします。

○渡辺勘吉君 そのほかに、保証価格の、付帯労働と自給飼料に投下した自家労働の、やっぱ労賃を評価したもの、それを出してください。

○説明員(立川基君) すぐつくれませうして当委員会へ提出いたします。いま作成中でございますので若干時間がかかると思いますが、お届けができると思います。

○委員長(和田錦一君) 速記をとめてください。

〔東記中止〕

○委員長(和田錦一君) 速記を起こして。

○渡辺勘吉君 それじゃ、資料をいただきましたのでお尋ねいたします。

三お伺いします。

生乳生産費調査によりますと、搾乳牛の頭数は四十一年度の三頭から四十二年度が三・七頭とふえていて、全国の平均が四十一年度は二・七頭ですね、四十一年度は三頭、四十二年度は三・七頭になっていますね。そうしますと、四十一年度は対前年比で一二%アップ。ところが、四十二年は二三%アップになっていますね、これは全国平均です。そこで加工原料乳地帯の北海道、内地六

県の原料乳の基礎計算、この場合は四十年、四十一、四十二年はどういうふうになっていますか。私が、私お伺いする趣旨は、四十一年度の伸び率が非常に高いと思います。いま持つて来ておりますのは、本年度の算定のときにあたりまして検討した資料でございますので、昨年度についても実はつくりとおりませんので若干時間がかかると思ってます。

○渡辺勘吉君 ことじだけでいいですよ。

○説明員(立川基君) お配りいたします。

○渡辺勘吉君 そのほかに、保証価格の、付帯労働と自給飼料に投下した自家労働の、やっぱ労賃を評価したもの、それを出してください。

○説明員(立川基君) すぐつくれませうして当委員会へ提出いたします。いま作成中でございますので若干時間がかかると思いますが、お届けができると思います。

○委員長(和田錦一君) 速記をとめてください。

〔東記中止〕

○委員長(和田錦一君) 速記を起こして。

○渡辺勘吉君 それじゃ、資料をいただきましたのでお尋ねいたします。

三お伺いします。

生乳生産費調査によりますと、搾乳牛の頭数は四十一年度の三頭から四十二年度が三・七頭とふえていて、全国の平均が四十一年度は二・七頭ですね、四十一年度は三頭、四十二年度は三・七頭になっていますね。そうしますと、四十一年度は対前年比で一二%アップ。ところが、四十二年は二三%アップになっていますね、これは全国平均です。そこで加工原料乳地帯の北海道、内地六

県の原料乳の基礎計算、この場合は四十年、四十一、四十二年はどういうふうになっていますか。私が、私お伺いする趣旨は、四十一年度の伸び率が非常に高いと思います。いま持つて来ておりますのは、本年度の算定のときにあたりまして検討した資料でございますので、昨年度についても実はつくりとおりませんので若干時間がかかると思ってます。

○渡辺勘吉君 ことじだけでいいですよ。

○説明員(立川基君) お配りいたします。

○渡辺勘吉君 そのほかに、保証価格の、付帯労働と自給飼料に投下した自家労働の、やっぱ労賃を評価したもの、それを出してください。

○説明員(立川基君) すぐつくれませうして当委員会へ提出いたします。いま作成中でございますので若干時間がかかると思いますが、お届けができると思います。

○委員長(和田錦一君) 速記をとめてください。

〔東記中止〕

○委員長(和田錦一君) 速記を起こして。

○渡辺勘吉君 それじゃ、資料をいただきましたのでお尋ねいたします。

三お伺いします。

生乳生産費調査によりますと、搾乳牛の頭数は四十一年度の三頭から四十二年度が三・七頭とふえていて、全国の平均が四十一年度は二・七頭ですね、四十一年度は三頭、四十二年度は三・七頭になっていますね。そうしますと、四十一年度は対前年比で一二%アップ。ところが、四十二年は二三%アップになっていますね、これは全国平均です。そこで加工原料乳地帯の北海道、内地六

県の原料乳の基礎計算、この場合は四十年、四十一、四十二年はどういうふうになっていますか。私が、私お伺いする趣旨は、四十一年度の伸び率が非常に高いと思うんですよ。そしてそれがまたどういう理由なのか、この点をひとつ御説明を願います。なお、あわせて乳量が三・二%、脂肪率換算で、全国が、四十一年度が一頭当たり平均乳量が

道六県を集計してしまったのですから、各県別には実は乳量を算定していないわけでござります。

○渡辺勘吉君 これは去年も岡田畜産局長と私線り返したことですが、まあそういう集計のしかたもあるでしょうから、内訳はないでしょうか、すればできるだけですわね。それがほしいわけですか。どうも私は県の実態から見ると異常に多く出過ぎているように受け取るわけです。そこで県の実態と農林省が調査した乳量とを比較してみたいので、内訳を伺うわけです。それはいずれすぐ出るでしょう。

○説明員(立川基君) この点につきましては、昨年度も御議論があつたがと思いますけれども、われわれの考え方としまして、従来やっておりました生産費調査によります自家労働の評価が、御案内のよう近傍の雇用労銀でやつておりますので、酪農の労働の性質から考えまして、やはり雇用労働でやるというのはおもしろくないじやないか。そこで、どういうところが酪農の労働の性質の特殊性なんだらうかといふことで検討いたしました結果、どうもほかの労働と違いまして、酪農は周年労働であり、しかもその途中で休むというふうなことを考えまして、そういう特色に該当いたします分の労働を主要管理労働といふことばでわれわれは言つておるわけありますけれども、それにつけましては、従来の生産費調査の評価方法とは違つた評価方法をとる必要があるのじやないかということで、もしそういうふうな労働について非常に低く評価されますならば、そういう評価は、酪農をやらなくてその近傍のほかの産業に従事するということにもなりかねないということで、一応御案内のような労働評価をしたわけでございます。

付随労働につきましてはいろいろと御議論も存するところと存りますけれども、これらの労働は、かりに他の人を雇用することによってやってやつてやれない性格のものではないと考えておりますので、一応現在では、先ほど申し上げました前段の労働につきまして評価がえをしておるわけでござります。

○瀧辺勘吉君 どういうところでそこを分類したのですか。その分ける線はどこで分けたんですか。

○説明員(立川基君) 先ほど申し上げましたように、仕事の性質、労働の性質といたしまして、周年的あるいは拘束的で特殊な労働、熟練度を必要とするという度合いが、先ほど申し上げました付隨労働の場合には少ないのではないか、たとえて言えば、集乳所に牛乳を運びますような労働につきましては、それは本来の飼育管理労働とは質的にやはり違うのじやないか、そういうふうに考えまして、これは從来のように雇用労銀なり何なりに評価しても差しつかえないのじやないか、というふうに考えたわけございます。

○瀧辺勘吉君 運搬するのはもちろうとでもできるような簡単な話ですけれども、結局免許がなければ運転はできないね。やっぱり一つの技術が要るわけだ。しかも朝早く運ばにやいかねでしょ。人が寝ているときにとにかく持ち出すとか、これはそぞあなた方霞が闇で考えるようすに単純労働かなり近代化裝備している酪農家はミルカーで搾乳しますね。場合によつては、これはあまりあなた方深刻に考えるほど、そんなに付隨労働と区別するほどのものではない。理屈はつけようですが。しかも、他人にかえ得る労働といふものは何もそういう、あなた方が無理に分類する付隨労働について、他人を雇用してやらせているもののじやないですね。実態は、実態といふものは、やはり酪農家みずから労働力投下によつてこれをやつているわけですよ。そういうものを無理に分類するから、問題がいつも複雑になるわけです。それを分ける理由がいまあなたが説明した限りではどうも納得できんですね。もっと国民がわかるような説明はないですか。あなたのとも、どうせそういう質問があるだらうといふので、みんな知恵をしぼってきたはずだが、もう少し気のきいた答弁は出ないですか。

○説明員(立川基君) おことばを返すようでござりますけれども、われわれの考え方といたしまして、やはり先ほど申し上げましたような、搾乳をやりますとか、あるいは牛の手入れをしますとか、いろいろな労働の性質と、それから先ほど例示いたしましたような労働との間に質の差があるので、はなからうか——ないというお考えがあるかもしれませんけれども、われわれとしては少なくともここに質的な差異があるのじやないか。ほかの日雇いとか何とかと比べた場合の性質の差があるので、だといふように、同じことを繰り返すようでござりますけれども、考えていけるわけございます。

○瀧辺勘吉君 しかし、あなたが言つよう、たとえば牛乳を搾り出す労働だって、運転免許があつて車に乗らなければ運転できないですよ。それはニコヨンの労働と同じじゃないです。えさをつくるのだけ、やはり特殊な技術を要しますよ。自給飼料をつくるのだけ、ちょいとそんなに簡単にできるものじやないですよ。そこを無理に分けようとすると、とんちんかんになるんですよ。とにかく農家といふものは、去年も言いましたが、あなたおらなかたけれども、しかし役所といふものは同じだから繰り返しませんけれども、いまはとにかく百九十円の労働だ、さあ三十分後にはこれはニコヨン労働だ、そんなこまかい切りかえをやって労働をやるものじやないでしょ。同じ酪農家が働くんでしょ。同じ評価をしてしかるべきものじやないですか。もつとそこまでがんばるというのじや、これは……とにかく、きょう何時までかわからぬが、ここでのらりくらりと時を経過して、あとはきまつた方向で告不すればいいといふ。そういうものじやないでしょ。あなたのいまの答弁はこれからもう質問すれば、いろいろあれやこれやお答えするでしょが、すきととした明快な答弁じやないですか。ね、無理に分けておるから。実際、付隨労働といふものは第三者雇用で実態が行なわれておるならまだいいのですよ、そぞじやないのだから……。酪農家みずからがやはり厩肥を取る、あるいは敷き草を入れる、みずから労働でやつてあるでしょ、みずから乳をしぼっているでしょ。みずから牛を戸外に出して日光浴さしておるでしょ。何も変わりないです。やはり他産業並みの労働で評価する。赤城農林大臣が約束したときには何もそういう小手先を使って分離して、主要労働と付隨労働と分けて、主要労働だけは原料乳地盤を

主要管理労働、付隨労働なんかと——付隨といふのも主要があつて出てくるものだし、それは第三者をしてやらしめると言うけれども、そういう主要管理労働たつてこれは第三者にやらしている。そういう実態を尊重してこそ、私は現実のことは姿だと思う。それを無理に、ニコヨン労賃にこれを評価がえるために二〇%ぐらいを分離して、安い単価でかえるというところに非常な作為的な無理がある。

そこで去年も、自民党さんもあるいはわれわれ社会党も公明党の諸君も一致して、こういう無理なことはおやりなさんな、もう少し素直に実態に即して酪農家の労働力といふものは評価すべきだ、そういうことに与野党が完全に一致したのですよ。私は野党だから言つたのじやないのですよ。酪農家の実態の上から言つておるのです。そういう行政の措置じゃないでしょかね。それをまたここでがんばるというのじや、これは……とにかく、きょう何時までかわからぬが、ここでのらりくらりと時を経過して、あとはきまつた方向で告不すればいいといふ。そういうものじやないでしょ。あなたのいまの答弁はこれからもう質問すれば、いろいろあれやこれやお答えするでしょが、すきととした明快な答弁じやないですか。ね、無理に分けておるから。実際、付隨労働といふものは第三者雇用で実態が行なわれておるならまだいいのですよ、そぞじやないのだから……。酪農家みずからがやはり厩肥を取る、あるいは敷き草を入れる、みずから労働でやつてあるでしょ、みずから乳をしぼっているでしょ。みずから牛を戸外に出して日光浴さしておるでしょ。やはり他産業並みの労働で評価する。赤城農林大臣が約束したときには何も変わらないです。やはり他産業並みの労働で評価する。赤城農林大臣が約束したときには何も

他産業並みに評価しますと言わないですよ。それをして尊重すべきだとと思う。それをそぞじやながさつぱり進展しないわけです。もう少し国会で時最高責任者が答弁したことをそのまま行政政府とすれば、官僚独善ですよ。大臣だってあなたの方にちょっと置かれた一つの飾りだなでしょ。それじゃ、ぼくは官僚独善もきわまりと言わざるを得ない。あなたのよろ良識ある官吏が、そういういわゆるビューロクラシーではいかぬと思う。そういう一握りの高級官僚が政治権力を牛耳るような、そういう官僚行政にやはり一つの反省をここでしなければならぬと思う。問題はさきたるものですよ。しかしながら、酪農民としてはやはりこういふ問題は姿勢を正して、そうして少しでも生産意欲が増強される方向に保証価格の告示されることを願つておるわけですからね。その点はきのうの審議会でも第一項で答弁があつたようだがどうですか。それでもまだいろいろな理屈が消えないですか。

○説明員(立川基君) いま先生かられるお話をあつたわけございますが、別にわれわれといつましても、そういう他意があるわけではなくてございませんので、從来から自家労働の評価がえについていろいろ検討しろということを言われまして、御案内のような形で、酪農を続けていきます基幹的な労働についてはこれをほかの、基幹的な労働と考えたわけです。その性質が先ほど言いましたように、質そのもの、熟練度そのものの問題もござりますけれども、その基幹的な労働が周年的に行なわれます関係上、その評価を、当該地域におけるほかの産業と同じに評価しなければその經營主体はその事業をやめるんだろうといふように考えられます。ところの労働と、それ以外の労働は技術的にといいますか、行政技術的にそこに性質に差があるのじやなかろうか、そぞじやなふうに考え

働といふようなものは区分けはしてございません。

○渡辺勘吉君 そのことは、当該製造工業の労賃についても、製造業五人規模以上の労賃、労働者といふども、やはりその中には主体労働と付隨労働がある現実にある。幾多例をあげるまでもなくあります。無理にあなた方が酪農民を主体労働と付隨労働とに分離するならば、製造業についてはこれは周年雇用ですよ。中にはやはり常時リクイデートする動態的な労働もある。臨時雇いもある。そういうものもあるからそれは付隨労働部分としてこれは単価をそれなりに分類したものかける。しかししながら、主体労働、管理労働については製造工業の熟練労働の単価をかける。それでなきや筋が通らんです。そういうかる単価は一体幾らか、参考まで伺っているわけです。五人規模以上の中の製造業の主体労働と付隨労働、それはどういう内容になつて平均が百九十一円になつてゐるのか、その内訳を伺つておきます。

○説明員(立川基君) 先ほども申し上げましたように、対比されるべき當該地域における製造工業の中で、主体労働と付隨労働の区分けをしておりませんので、いま御指摘の点の基礎数字と申しますか、単価と申しますか、それはございません。また、技術的に考えましても、毎動のたゞさんの形で区分けをするなり何なりということはなかなかむずかしいことはないかというふうに考えます。

○渡辺勘吉君 したがつて、そういう区分けもつかないようなものを十ぱ一からげにのみ込んで、片方は政策意図的に分離したものに平均単価をかける不合理といふのをここでは正しさいよ。片方は分類のできない毎勤統計であります。それは容易でないということは私は百も承知だ。分類ができるない。できていなければいけないなりに全部を突つ込んで出すならこっちも全部を突つ込んでかけなさいよ。あたりまえのことぢやないですか。これはだれが聞いたって、私が

言うのは横車を押した意見じゃないですよ。かけ

る単価は突つ込みで、主体労働、付隨労働はあるが、分類がないから突つ込みで、かけられるほうは分類して、その突つ込みの安いものをつきませぬでかけて主体労働にして低く押さ、さらに付隨労働は農村の雇用労賃で評価がえをすることは一体何事ですか。これで一休酪農振興の大旗を振る農林省の態度だと見えますか。かける単価もむずかなければむずかしいなりに、主体労働の時間と付隨労働の労働賃金とを分類をして、それぞれをこつちの分類したものにかけ合わせるなら、私は向こうのほうは毎勤統計は突つ込みでしかありません。しかし、主体労働と付隨労働は厳然としてあることはお認めにならぬは分類して、突つ込みで上のほうに単価をかける。下のほうはニコヨン労賃をかける。これでは不足払の法案の成立する際に、時の農林大臣赤城さんが私の質問に答えた公約をうそをやつてることになるじゃないですか。あなた方が大臣のそういう最高責任を行政権力で歪曲して運用しているといふそりを免れない。だから私は政務次官に、検討してさらに前向きに善処することを要請しているのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なものだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけにそれをとつていくというのは、それはもう全く片手落ちで理論的に成り立つておらぬのじやないかと思うのです。そりやうやり方で他産業へ移るか移らないかということを考える場合に同じになります。かかる単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと一般的にそれはそれで理屈はあると思ひます。しかし、解き方として、片方は主幹と付隨労働と分けた資料がないから平均をとるといふその平均を計算するといふように、労働の質そのものがイコールだといふように評価しておるわけではございませんので、いまのような考え方をとつておるわけ

○説明員(立川基君) どうも理論的に説明できますか。所得格差を解消するといふ金にそれでなりますか。その点ひとつ理論的に説明してください。

○説明員(立川基君) 御説明は先ほど申し上げましたとおりでござりますけれども、われわれといつましましては、故意に下げようとかどうこうといふ趣旨ではございませんので、先ほどから繰り返して申しますけれども、当該経営体がその経営体をやめるかやめないと、判断が頭にあるの

るのではなかろうかといふように考えてやつておりますので、別に故意に低くしよろといふ趣旨であります。

○中村波男君 関連。渡辺先生からいろいろな角度から質問され、私がさらに尋ねる必要はない

と思いますが、参事官の言つておるいわゆるやめ場合に他の産業へ出るかどうかということを考

るならば、いまとておられる貨金を採用した

こととおなじであります。それが本当に政策的にいえますと、所得格差を解消するといふ

ところに根拠を持たなければならぬわけでしょ

う。そうだとすると、主幹労働と付隨労働とを分

けを評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いう御議論については確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

あるわけですから、その平均をとつて酪農家のほ

うには主幹労働だけをかけ合わせていけばこれは低いものが出てくることは明らかです。そのこ

とは答えとして、所得の上では所得格差として乳

価といふものが出てくることは明らかです。そのこ

とは明らかにしてもらわないとわれわれは理論的

に納得がいかない、こういうことですよ。

○説明員(立川基君) 二点ございます。われわれ

は労働の質が同じであるから、それと同等の労働

についてこういう評価をしたという考え方を必ずしもとつていいことにつきましては、先

般に申し上げておるとおりでございます。ただ、いま御指摘のよう、平均した単価で主幹労働だけを評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検

討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検

討してさらに前向きに善処することを要請してい

るのも、決して無理なことを言つておるのじやない

う。かける単価までこういう不合理なもののだからこそ、御議論には確かに御議論はそのとおもつたものを、今度は乳価の場合に主幹労働だけに評価すれば絶対値として低くなるかどうかと

いふそりを免れない。だから私は政務次官に、検

討してさらに前向きに善処することを要請してい

○渡辺勘吉君 だから、とにかく現実は酪農民の社会的位置づけを全製造業五人規模以上より低く評価しておるということなんですよ。それで一体酪農に期待できるかということですよ。別な角度から言いましょう。東洋経済新報の調査による乳業関連会社、メーカーですね、これの賃金をこの調査資料で出しますと、乳業メーカーの一時間あたりの労賃が二百九十五円、われわれから乳を買ってそろしてそれを処理する従業員の一時間あたりの労賃が二百九十五円で、つくるて売るわれわれが百九十一円であるというふうな、そういうふざけたことでわれわれ農民の社会的地位のバランスがとれますか、それないでしょ。百円も違うんですよ、一時間。そんなことで一体酪農振興という旗をおろすならともかく、選択的拡大といふ旗をおろさない限りは、国民が素朴にそれを信じて、歯を食いしばって酪農に取り組んでおる。その立場を尊重するならば、少なくとも二百九十五円というようなものは別としましても、理論的に納得するものがあるならともかく、その適用する基準単価を、製造業の場合は主体労働の賃金、付随労働の賃金を分離してかけるなら納得もしましょうが、それはデータがありません。なければないでしょがないのです。ないものをここで無理に使えとは言えないから。なければならないなりに、受け取るほうのこつちも付隨労働と主体労働などという、そういうすぐれた頭を使わないで、素朴に酪農家のみずから働いた付隨労働も世間並みに計算をすることが、私はこれは去年の国会のわれわれの委員長の申し入れにも沿うし、きのうの審議会でもそういうことが多少議論になつたはずだから、そういうものこそ今度は採用してしかるべきじゃないか、これを繰り返し繰り返し言つた。また別な角度からいろいろ言えば言えるけれども、こちら邊はどうですか、次官だんだんわかつてきたでしょ、この問題点。今度は検討じやなく、もう少しどうですか、大臣をひとつ叱咤激励して次元の高いところでこれはやらないと、かなり抵抗は強いですよ。私も知つてい

る。しかし、その抵抗を排除すること大臣、次官の責任じやないですか、責任ある答弁を求める。

○説明員(立川基君) いまの労賃の基準でございますけれども、毎勤の数字を使いまして、そのまま私たちが使っておりますので、別に意図的にどうぞいたわけではございませんが、確かに先生が言われますように、全国平均より低いという点がございますので、労働省その他とも打ち合わせてみたわけでござりますけれども、この理由のおもな点は、先ほどの先生のお話とはだいぶ数字が違つてござりますから、ひとつ検討させていただきます。

○説明員(日高広為君) ただいまの御意見につきましては、先ほど来申し上げますように、私非常に参考に供するところが多いと思います。したがいまして取り扱いにつきましては、やはり政務次官でござりますから、ひとつ検討させていただきます。ただいまの御意図に沿うように、私はほらも今後政府・与党とも相談いたしまして善処してまいりたい、このようになります。

どうもいろいろ検討させていただいたことは事実でございます。ただその際に、私どもは実は集団月に二度調査をいたしております。その結果が二百八十一円でござります。この私どもの調査とそれからただいまの実績とおっしゃられました資料との差を申し上げますと、実は私どもの調査は指定団体とそれから工場とについて調査を行なうわけでございます。なにゆえなら農家からクーラーステーション等に持つてまいります経費は、実は農家が使用した費用になるわけでございまして、これは当然牛乳の搬出費なりなんなりに入つてまいるわけでございます。そこで、それから先の指定団体がその農家から受けた牛乳を工場まで持つていく場合、あるいは工場がそのクーラーステーションのところまで取りにきた場合、これが実は集団送乳経費の内容になろうかと実は私ども思つているわけでござります。おそらくその資料とおっしゃられます中には、農家の分が入つておりますが、ないかというふうに私どもは推定をいたしておるわけでございます。農家の分は、当然農家の費用といたしまして、これは酪農家のむしろ労働費でありますとか、あるいはその他の経費の中に入つてまいるものでござりますから、これは別途になるわけでございます。それが一点の違いでござります。それから第二点の違いは、おそらくその資料は工場の分をお調べになつているかどうかということについて若干疑問があるわけでござります。もともと、それは工場を調べておいでにならないところにいたしましても、分母と分子は同じだけ落ちてしまります。つまり量と経費が同じだけ落ちてまいりますから、何もそれで狂いが出ないという御議論もあるうかと思ひます。しかしながら、その際に実は私どもも資料で申し上げますと、工場の集団送乳経費と指定団体の集団送乳経費とは、工場経費のほうは実は安く出てまいっているものでございませんと、単価といたしましては高くなつてしまいという傾向にならうかと思ひます。

そこぢやうつと数字を申し上げますと、先ほどの二百八十一円といふのは、そのものが二百七十九円でございまして、これを物価修正したものでござりますが、その物価修正のものと一百七十円の内訳は団体分が百六十五円、これは百キログラム当たりでござります。もちろん、それから工場が百五円でございまして、私どもの調査では工場の方が安く出るわけでございます。したがいまして、もしも工場の分はおとりになつておらないということになりますと、この部分が低く出る、決して間違いではございませんが低く出るということになります。そういうところに私どもと違ひがあるうかと思います。そういうようなことでとつておられますので、この経費の差が出たのではないかとうふうに考えております。

○渡辺勲吉君 前段の御説明を具体的に明らかにすると、どこがあれですか。あなたは団体側の資料をお持ちなんでしょうか。この分のどこがどういうふうで、政府の分とどこが違う、そういう点を教えてください。

○説明員(松浦昭君) それでははつきりと資料に即して申し上げますが、集乳並びにクーラーステーション処理費調査というのがそれであらうと思いますが、農家から集乳所というのが入つておられます。その分が、おそらく経費の内容が農家分が入つているのではないかといふうに思われるわけでございます。農家負担がこの中に入つてゐるのではないかと……。

○渡辺勲吉君 どのくらいですか。

○説明員(松浦昭君) それはわかりません、私どもには。

○渡辺勲吉君 全部とは言わんんだね。

○説明員(松浦昭君) はい。そうではございません。部分的に入つてあるんじやないかと思います。中身はわかりません。

○渡辺勲吉君 それが差の一つの要素……。

○説明員(松浦昭君) 差の要素ではないかと、そういうふうに思われるわけであります。

それからいま一つは、全部これは見ていきます

○渡辺勘吉君 これは、どうも私も実際この点を
さらに分析して理解をしておりませんからこれ以
上お尋ねする能力がないから、次に手数料につ
いて伺いますが、この生産費調査では手数料は租
税公課等に入ってるわけですか。

○説明員(松浦昭君) そうでございます。

○渡辺勘吉君 入っておる……。そうすると幾
ら、何%を見て、金額は四十三年推定生産費では
幾らになつておるわけですか、販売手数料は。

○説明員(松浦昭君) 一・五%見たわけでござい
ます。

○渡辺勘吉君 金額は百八十三円のうち幾ら。

○説明員(松浦昭君) 六十二円でござります。

○渡辺勘吉君 そなすると、これも実態とは違う
んですね。実態は北海道、青森、岩手、山形、福
島、長野、鳥取、これの手数料の実態というもの
を見ますと、二・五一%といふものが出てる。この
実績をやつぱりこれは尊重すべきものじゃな
いですか。

○説明員(松浦昭君) この点につきましてはちょっと
と詳細に説明をさせていただきたいと思つわけで
ござりますが、実はこの手数料の点につきましては、
当委員会におきまして昨年非常に詳細な御議論が
ございまして、その結果政府は最後の告示の段階で
一・二%を一・五%までアップいたしましたことは
御承知のとおりでございます。そこで、ことし一・
五%で足りるか足りないのかという問題は私ども
は、実は都道府県厅から同じような資料をとり
まして、そうして両者を比較し、検討をいたして
おつたわけでございます。その結果、指定団体の
分につきましてはおおむね一致をいたしております

あります。去年も問題になりましたたとえば岩手県の例でありますので、ほかの諸県もほとんど同じ状態でつかまっています。ただ問題は、その構成員段階をいかに見るかということであろうかと思います。構成員の段階につきましては、これは指定団体の場合でございますと、比較的簡単でございますからすぐわかるわけでございますが、構成員段階がどうも両者とも、私どもの資料とそれから実態と申される資料の間に若干の違いがあるわけでござります。これは、おそらくはどうも両者とも実はある意味では、客観的な資料と申しますか、たとえばその乳量によってウェーネートしたとか、あるいはその販売量によってウエートしたとかいうような数字ではなくて、むしろ何と申しますか一つのモードと申しますか、平均的にその県の中において存在している手数料率といふようなものをとっているのではないか。そこに差が出ているんではないかというふうに思われるのですございます。

たので、昭和四十三年度予算に悉皆調査の予算を計上しております。完全にこれを一べん調べてみまして、その上で手数料につきましてはしっかりと基礎のもとに来年は算定をいたしてまいりたいといふに思つております。

○渡辺勘吉君 都道府県のうちにありますたがね、手数料を取つてない県も。これは確かに鳥取は取つていない。これは伯耆鰐農が他の事業でカバーしている。しかし一・五一%を算出するにはその取り扱い総金額といふものをこれは取り扱い数量で割つていますからね。したがつてゼロの要素も入つて一・五一%になつてている。これはあなたのお考えを修正してやらなければならぬ。

○説明員(松浦昭君) それはよく知つておるわけ

でござります。鳥取の場合には取つておらない分

をもちろんその実態と申された資料の中でも落と

しておられるのは私どもよくわかつております。

ただ構成団体の中と申しますのは、単協段

階でといふ話でござります。決して私先生の御意

見を誤解しておるわけではございません。

○渡辺勘吉君 単協段階も鳥取は取つてないで

すね。だからそれも全部一・五一%に入つていて

総取り扱いの中で手数料の単価を出している。そ

こで構成団体の手数料が着手では一・五四、青森

では二%、これはほとんど調査し得るもののが手数

料を出しているわけですから、あとどうしても悉

皆調査のできないようなものを除いて、これは法

律にもうたつてあるように、一元集荷多元販売で

すから、必ずその単協の手数料はわかつてゐるわ

けです。指定団体でわかつている。団体でこれは

ちゃんと掌握している単協段階の手数料ですからね。ただ、このほかに別個にいわゆる賦課金を

取つたり、手数料以外のものを取りつてあるところも

あるし、山形県では指定団体で歩戻しを多少して

いるというようなケースもありますが、それらを

全部整理をしてネットで見るといふことになる

から、これはやはり一・五一%に固執することなく、

実績を尊重して考えるべきものだと思うのです。

○説明員(松浦昭君) 私どももよく調査をいたしてないで申し上げて恐縮でございますが、二・〇%などとえれば青森のケースでなりました際に、それは乳量で完全にウエートをした状態になつているかどうかということなんございます。しかしながら、その県の中で平均的な状態といふことはあらわれてゐると思うのでございますが、取つてない単協といふものを落として一体計算をなすつておられるか。それとも全部それが販売金額の中に入つたとして議論をなさつておられるかといふことによつてだいぶ違つてまいるのじゃないかといふふうに思われるわけでございます。したがつていまいが、いまして、取つている団体と取つてない団体といふ状態になつてしまりますと、それが鳥取のように構成団体で取つてないということは私どもよく承知しておりますので、そのほかの県で取つてないものについてどうなるかといふことでござります。したがいまして、それは悉皆調査をやつてみまして、その結果、取つているか取つてないか、それを全部出しました結果、手数料額といふものを出しまして、それで出すべきで取つてあると思いますので、これは予算をたていま御要請申し上げておる途中でもござりますので、それははしづかりやつて、ひとつ来年はそのもとに基づきました手数料率で出してまいりたいといふふうに思つておるわけでござります。

○渡辺勘吉君 それはまだ多少時間もあることですから、指定集荷団体ともよく意見を交換して、お互い各団体の、政府の施策に協力しているので

すから、納得をするような、やはり十分な相談をして、修正すべき点は修正をして出してくださ

い。それは強く要請しておきます。

それから参事官に申し上げますが、冒頭に私が大臣に伺いましたのですが、不足払い制度が出ま

してから、乳製品がどうも外国の製品にシェアをどんどん侵食されてきている。四十一年は、さつ

き言つたように脱粉は半分以上を占めていて、四

十二年は七七%、またバターが六%といふよ

うなことでは、これは非常に問題だと思うのですよ。それで私はやっぱりこの価格の構成の中にもかなり輸入を促進するような一つの要因があるの

ではないか。端的にいえば、安定指標価格が低く失する。むしろ不足払い制度は無用の長物になつてゐます。そこであらわれてゐると思うのでござりますが、そこであらわれてゐるのじやないかと思ふの

で、そこでせつかくこの不足払い制度が実施され

て二年を経過しただけですから、あとで飲用乳のときにも伺いますが、この安定指標価格のきめ方と

いうものについて先ほども本委員会の要請事項として、その基準年の取り方について、基準期間

を四年としないで、なるべくこれを三年、あるいは二年、一一年とは言いませんが、そういうふうに最近時に期間を圧縮すべきじゃないかといふことを申し上げたのです。

それで、これについて出た試算をいたしますと、基準期間を三年とした場合は、基準取引価格が三十七円五十九銭になりますね。すると、

きょう出されました資料は基準期間を四年としたものが三十六円四十七銭で基準取引価格が出てい

るから、かなりこれで差が出てくる。一円十二銭の差が出てくる。これをかりに基準期間を二年と

した場合、この場合は三十八円七十四銭になる。

そうしますと、政府が原案として審議会に出し、本委員会にきょう提案した三十六円四十七銭と比べますと、一円二十七銭といふ間に差が出てく

る。私、実は先ごろ岩手県の酪農民大会といふのに招かれて出席しました。そしたら、その大会

の、基準取引価格の設定について基準期間を三年にせよといふ原案に対して、ある組合長から基準期間を二年に修正するという動議が提案されました。

これに対するは非常に積極的な賛成の意見が

ござります。これに対するは非常に積極的な賛成の意見がござります。これに対するは非常に積極的な賛成の意見がござります。

三、四人から出まして、それを議長が取り上げて

緊急動議が成立し、それをはかつたところが満場

一人の反対もなく、この原案が二年といふものに

修正されて、その他の原案が可決をされたとい

う、私は岩手県の酪農民大会に親しく終日出席し

てまのあたり見てきたものであります。

したがつてこの基準期間を二年とした場合、三

十八円七十四銭といふものが出てくる。この数字をもとにしてこれからお尋ねをするわけですが、

一体この基準取引価格が輸入の線から、こ

ちらもつともらしく申し上げるまでもなく、安定

指標価格から標準販売経費を控除して出すもの

です。ところが、どうも安定指標価格が非常に低い

基準年の取り方が長過ぎるというようなことで、

現実にはその安定指標価格が輸入の線だから、こ

の線でもうどんどん輸入をする。そのことがどう

いう結果を招くかといえば、安定指標価格が市況よりも現在は一七%くらい安いんでしょう。市況

よりも何%ぐらいですか。

○説明員(松浦昭君) 実はこの点につきましては、最近の市況をとりますと、ものによって違いますけれども、たとえばおととし特に輸入乳製品

の操作につきましてまだ私どもが習熟しておらなかつた時期におきましては、これは実はこの数字

が約二〇%からのギャップがあつたことは事実でございます。ところが、それを逐次私ども操作に

○渡辺勘吉君 最近は北海道を中心とかなり
たいと思います。

乳量が伸びている。岩手でも一ヶ月ごろからかなり伸びてきている。私もその実態は知っている。ところが、最近の事態はまあ別としまして、一ころは二〇%も差がある。そうしますと安定指標価格、基準取引価格、ずっとアベックで動いているものだから、基準取引価格よりもその二〇%も出しているんだから、その基準取引価格よりも製品の市況というものが二〇%も上回っているといふことは、それだけ適正利潤をこえた不当な利潤がメーカーの取得になつているということが言えると思うが、どうですか。

○説明員(松浦昭君) 私どもの基準取引価格の算定と、それから事業団の操作とがマッチしていない状態におきましては確かにさようなことがかつてあつたということは事実でございます。たゞつまり私申しますのは、市況とそれから安定指標価格がだいぶ差がございまして、その部分がさらいにマージンのほうに追加されたという事態があつたことは事実だと思います。ただ、その事態をさらに改善いたしますために、私どもいたしましては、需給の操作をうまくやるようにとって御趣旨がございましたので、それを体しまして運用してまいりました結果、このたびの安定指標価格の水準で市況をおおむね同じ、ほとんど同じといふ状態にならうかと思います、現在の市況をもとにいたしますと。

○渡辺勘吉君 最近の市況から見れば、この四年の期間を出し、これが大体もういい線だと、こういふような説明ですけれども、私は最近のこの現象がそれでは今後も続くかどうかですね。これはしかとそういう確約もないわけでしょう。むしろこの日本の酪農振興という立場から見れば、全国乳製品の輸入を抑制せよ、そういうことにある。酪農民大会、何か二つか三つの大会が持たれたたうだが、共通して読み取れることは、やはりこの抑制するということは、単に政策的に押えるだけ

り　のま國のは鏡　年　た　シテ　延　シテ　シ　御　シ　御

いやこれはきかんわけだ。そんな單純なことではいかんだから、やはりいろいろなパック・ボリシーカが必要だと思う。そのうちでも私はこの安定指標価格をもとと過去の四年に延ばして計算をするということじやなしに、三年ぐらいにその基準年をとつて——岩手では二年と修正決議をしただけれども、全国では三年になつてるようだから、三十九錢ぐらいなところに落ちつけ、そくして年ぐらゐの基準年にこれを修正して、安定指標価格をもう少し政府の原案よりは修正した五十三円、——たとえは脱粉はきのうの相場は幾らですか。

○説明員(松浦昭君) 建て値と申しますか、市況はそのときそのときの売りで出てまいりますのではつきりとは申し上げられませんが、つまり基準がございませんのでどこの市場で幾らといふことまでは——たとえば豚とか、そういう市場を持っている商品と違つた状態でございますのではつきりとは申し上げられませんが、最近で、たとえばポンド百七十円とかあるいは百八十円とか、低いものはポンド百七十円を切つてるものがある。そのように聞いております。

○渡辺勘吉君 ポンドじゃなく、政府の、建て値でいひたなれば幾らになりますか。五千五十三円という価格を試算で出しているが、これに見合つて市況は幾らですか。もつとはつきりわかるようになると答えてください。私も鉛筆で書けばわかるけれども、あなたは専門家だからさうとにわかりやすく、親切に。

○説明員(松浦昭君) かりにポンド百七十円といたしますと、四千七百二十円ぐらいという計算になります。

○渡辺勘吉君 そうすると、五千五十三円といふのは四千七百二十円ですか、いまの市況といふのは、脱粉が。

安定指標価格の、脱粉の五千五十三円といふものと
にらみ合わせて比較したいまの相場はどうかといふと、
いえ、幾らですかと。おどといでもいいが、
通でもいいが、最近の相場といふものは幾らですか
かという、千円も安かつたらこんな指標価格はま
た問題じゃないの。去年の六月は五千三百六十一
円ですよ。

○説明員(立川基君) 先ほども申し上げましたように安定指標価格の場合におきましては、先生御存じのようにこれら商品の何といいますか、変動のひとつのサイクルといふようなものが、サイクルというよりもむしろ期間でございますが、それが一応四年と考えられるということ、それから先ほどの現実の実勢がいまの建て置の問題もござ

○説明員(松浦昭君) そのとおりです。そのくら
いになつております。先ほど申しました建て値
のほうで申しますと脱脂粉乳一二・五キログラム
当たりなわち今回の安定指標価格に相当するも
のとの対比において算定されるものが五千二百十
六円になつております。これが一月の水準でござ
います。ところが、ものによりましてはこれより
低くて、先ほど申しましたが、数字の非常に低い
ものもござりますということを申し上げておるよ
うけです。

○渡辺勘吉君 そうしますと、建て値に見合ひ
のとしては五千二百十六円であれば、五千五十二
円といふものが、三年を基準期間として出したも
のとして五千五十三円である、安定指標価格は、
私はこれはやはり基準期間四年とする場合よりは
ベターだ。実際の市況はこの価格よりもまだ高い
からそれをさらに四年にすればさらにも差が拡大す
る、だからやつぱりこれを基準期間を三年にし
ほってこれを算出すべきものだと思うのです。

○説明員(松浦昭君) ただいまの市況は、先ほど
も申しましたように、この一月の建て値よりはま
なり低い市況になつておりますので、場合によ
ましては、このよくな高い市況、高い安定指標価
格ができますと操作が非常にむずかしくなります
て、現実と乖離していく事態があるというふうな
考へるわけです。

○渡辺勘吉君 それともあれですか、参事官に問
いますが、還元乳に用いるものはやめさせる、
たがつて脱粉も使わせない、そういう用途には、
そういう方向があればまた別ですよ。脱粉の相場
が下がりますよ。そういう方向ですか、それな
い

○説明員(立川基君) 先ほども申し上げましたように安定指標価格の場合におきましては、先生御存じのようになれば商品の何といいますか、変動のひとつサイクルといふやうなものが、サイクルというよりもむしろ期間でございますが、それが一応四年と考えられるということ。それから先ほどの現実の実勢がいまの建て値の問題もござりますけれども、現実の実勢がほぼそれに近いということと、それから最近における生乳の増産の傾向あるいはマーガリンその他の代替の発生の問題、その他から考えまして、現在、従来やつております四年基準でやりますと、それほど大きな差しつかえはないんじやないか。あるいは現実からの乖離も先ほど来る御説明いたしておりますように、そろ大きな乖離はない、むしろほとんど接近してきているといふように考えておりますので、価格の安定性といいますか、一定の基準価格になりますので、従来とつきました。いま四年基準といふこの考え方を当分の間続けてみたいといふふうに考えております。

それから脱粉の還元乳の問題でござりますけれども、この問題につきまして言ひなれば、還元乳が必要もしも好ましくないということは私もそう思つておるわけござりますけれども、現在の流通しております量といふことになりますと、全体、年間の総生産乳量に比べましてたぶん人気弱程度ではないかと思ひますけれども、總量としてそれほど多くはございませんし、また時期が御案内のように夏場で生産が少なくて需要が急増するとか、そういう時期のアジャストメントと言ひますか、調整に主として向けられておるといふやうな事態から考えまして、いま還元乳を全然禁止するとか、そういうようなことではなくて、やはり生乳そのものの増といふことで当分の間対処していかといふふうに考えております。

○渡辺勘吉君 四年にした根拠はどこにあつたんですか。基準期間を四年にとつた根拠はどこにあつたんですか。

○説明員(松浦昭君) これは過去の乳製品のいわば市況のサイクルと、いうのがおおむね四年程度であるということをございまして、このよろな市況のサイクルは御承知のように、昭和三十八年がひとつ目の谷でございまして、そこからまたつと価格はアップしてまいりましたけれども、最近またこれが若干下がっておりますので、この四年のサイクルといふのはやはり同じように存在するのであります。

それから先ほどの御質問に補足して申し上げたいと思つておるわけでございますが、実は還元乳と安定指標価格との関係をお尋ねになつたと思っておるわけでござりますけれども、昭和四十二年の安定指標価格と申しますか、これは世の中には思つておるわけでもございませんけれども、完全な還元乳をつくりますと、一合当たり九円八十八銭につくといふように私たち計算しております。これは東京の建設価格を基礎にいたしまして今後も大体九円四十五銭といふように私ども算定をいたしておりますので、その差はまだまだある。さういふにこの安定指標価格を四年サイクルを基礎にいたしまして、基準年次を四年といたしまして今回上げましたことによりまして、さらに格差と申しますが、その格差がなくならないという点でございまして、還元乳対策といふ観点からいたしまして、決してこの価格水準がいわば生乳の生産圧迫になる、その価格水準を設定することによって生乳生産が圧迫されるような状態になるということにはならないと考え、またその点は十分チェックするつもりで、その観点からの考慮も払つてきめたものでござります。

○渡辺勘吉君 どうもそう言えはそらかもしらぬ

けれども、実際はこういうきめ方によつて輸入を容易にしておる。安定指標価格が低いために、こ

れをもう少し適正な、基準期間を三年に短縮する

ことによつて、私はもっと輸入を規制する防波堤

にもなる。またかたがた、メーカーが不当利潤を

占めなくても済むようなことになると思うのです。そのことはまた生産者の保証価格を引き上げる要素にもなると思うのです。いろいろな点から言つても、基準期間を二年に短縮したほうがベターだと思ひます。

それからサイクルが四年周期だというのは初め

て聞いたのですが、そういう科学的な動きをしてい

るのですか。そして、こう大きな経済の変

動を遂げているうちでも、そのサイクルが依然と

して四年を堅持して譲らないような客觀性を持っ

ているのですか。どうも私はデータもないから、

そう言われば、ああそらかと言ひだけのことで

すが、何もそういうことにとらわれないで、もう

少しその点は勘案をすべきものではなかろうかと

いうふうに思います。

時間がだいぶ経過しましたから、ひとつ先を急

ぎますと、まだ二、三ありますから。この主要な

乳製品の製造販売費用といふものを見たのです。

メーカーの。十六ページにある。これを見ます

と、去年と比べますとみんな販売経費が値上がり

している。脱れんだけだ、去年に比べて販売経費

が多少減っているのは、去年はバターは一千五百

グラム当たり百二十二円六十一銭であったものが、

ことしは百三十三円三十六銭、八・七%アップと

いうふうにずつと上がつてゐるわけですよ。た

だこれだけではわからぬ。また要求しなければ資

料を出さぬから、ここで資料を要求して、刷つた

ものをもらはると時間がかかるから、口頭で言つて

もらいたいのですが、この製造販売経費の中でいわゆる、三大メーカーとその他中小メーカー、それ

に分けた去年とことしの販売経費の動きはどうなつてゐるか。そういう内訳をちょっと答えていただけ

いいですから教えてください。

○説明員(松浦昭君) お答えいたします。

大手と中小との関係を申し上げます前に、この

資料の読み方と申しますか、見ていただく際に

ちょっと注意していただきたい事項が一つござい

ます。それは何かと申しますと、実はメーカーの搬

入経費の中でも私どもは認定クーラーステーション

と呼んでいるものがござります。これは何かと申しますと、クーラーステーションの中でも私どもが保証制度を運用してまいります際に、そこで取引がなされているはずだと法的にみなしてい工場がございます。この工場の場合には御承知のように、取引場所まで搬送していつた経費といふものがこれが先ほどの集送乳経費になつてくるといふ考え方でござりますので、法的に認定されるクーラーステーションの経費と、法的に認定されているクーラーステーションから工場までの経費といふものはむしろ、工場持ちだといふように考えるべきだと思います。そこでその経費分を実はこの中に一緒に入れてしまつてゐるわけでございます。それですから、いわば製造販売経費のはかに搬入経費がこの中に入り込んでいるわけでございまして、その搬入経費を除いたものをいま読み上げて申しますと、バターの場合は百二十七円三十五銭ござります。四十三年の場合。それから脱粉が二十五キログラム当たり一千四百三十二円で、それから全練が二十四・五キログラム当たり二千三百二十八円、脱練が二十五・五キログラム当たり一千二百六十一円でござります。それから全粉が二十五キログラム当たり一千七百六十二円、それから家庭用のバターが一千五百六十六円、脱粉だけが二千八十六円二十九銭でござります。そこで、去年の資料と比較していただきますと、バターも下がり脱粉も下がり、全練も下がり、脱練だけが二円上がつております。それから、全粉も下がり、家庭用のバターも下がつております。そこで、去年の資料と比較していただきますと、バターも下がり脱粉も下がり、全練も下がり、脱練だけが二円上がつております。それから、全粉も下がり、家庭用のバターも下がつております。実は私どもももちろんこの数値を算出いたしました場合、製造経費につきましては、メーカーの申告を求めましてその申告を私どもが精算いたしてまいるわけでございますが、その際に、私どもといたしましては、

特に経費が異常にかかつてゐるといふようなものにつきましては、かなりきびしく精査をいたしておりますのですから、このよろな前年よりも上がらないといふ形になつておるわけでございまして、先ほどのお尋ねの大手と中小の関係を一ぱんだんと申しますのでございましたので、どうしても販売努力をいたさなければなりません。そのため加工費が上がつてゐる原因かと思ひます。それから一般管理費は去年に比べまして、やや大目に出ておりますけれども、これは申告値に対しましては、かなり私どもきびしい態度で臨みまして、固定費をなるべく削減するようにといふ方針で臨んだつもりでござります。

販売費は、先生も御承知のようになります。諸般の市況がだんだんゆるんでまいりましたので、どうしても販売努力をいたさなければなりません。そのため広告宣伝費であるとかあるいは他の諸掛かりがふえまして、どうしても売り込みのための販売費が多くなつてきたといふように考へてゐる

わけでございます。しかしながら、全体として私どもは経費の合理化をはかるようだ。前年度よりも、ほとんど大部分のものにつきまして経費を節減し、固定費的な要素につきましては、なるべく人員をふやさず、それによって合理化を進めるよう指導しているわけでございます。

○渡辺勲吉君 次に飲用乳のこととちょっと伺いますがね。不足払いの法律を書いているとき、飲用乳についても行政的にタッチする原案の計画があつたのですが、いつの間にか国会に出る間になくなつた。非常に遺憾だと思う。飲用乳の問題は、単に原料の視野だけでこれはどうこうといふことでもない。やはり飲用乳一体で均衡のとれた政策を失なわないで進めなければならぬわけです。この飲用牛乳に対して政府は正常価格形成が行なえるように指導すべきだと思うんです、もつと強く。これは大臣の答弁を必要とする問題だ。大臣所高所からやはり行政庁が行政指導を徹底すべき問題だと思う。正常な価格形式に対しても、これをなおざりにするということは、これは一つのサボタージュです。四十三年度を迎えて政府は、この飲用牛乳に対してどういう価格指導をなされようとするのか、この点をまず伺つておきたいと思います。

○政府委員(日高広為君) 飲用乳価の問題につきましては、本来生乳生産者と乳業メーカーとの交渉によりまして、需給の実勢に応じた妥当な水準でその取引が実現されるべきものと考えておりますけれども、明年度の飲用乳価につきましては、目下この両者間で交渉が行なわれていてと聞いておりますので、農林省としましては慎重にその推移を現在見守っております段階でございます。

○渡辺勲吉君 見守つてばかりしないで、かつて法律の中にも行政的な規制を意図した構想があつたわけですから、その点については、もつと行政庁としても正常価格形成についての指導監督が必要だと思うんです。それをひとつ適正に運営されるよう、この機会に要望しておきます。それから先ほど還元牛乳の問題に触れました

が、外国でもリコンペンドミルクを禁じていると聞いています。しかし、そういう実例があつたらお聞かせを願いたい。まあ全体に占める割合は低いといいますけれども、拡大することはないにしても、国民の飲む乳は、これはフレッシュミルクなんだということにやはり徹すべきだと思うんであります。ある年次を区切ってそれを廃止する方向にこれは強く行政指導すべきものだと思うが、その廃止をしている国の実例及び政府の還元牛乳の今後の行政指導の方向について、この際明らかにしたいなきたい。

るということあたりをさしあたり考えておるわけでもございませんが、ことに都市近郊におきます牛乳の生産の増強といふことも一つの重要な点ではなからず、うかうかいろいろふうに考えておるわけございません。で、都市近郊の牛乳の生産につきまして、たとえば東北あるいは北海道あたりにおける乳牛を育成いたしまして、その育成された乳牛を調整牛としてその近郊地帯に持つてくるということを一つの方針でございましょうし、先般来われわれが考えております裏作の導入、ことに契約生産をやりますというようなことに対する助成事業なり、何なりといふことによりまして地域的に偏在しております需給のアンバランス解消に努力する、こういうことも一つの方法かと考えております。

さしめましたし、また、そのほかに特に問題となりますのは専用びんの問題でございます。何ゆえなれば、加工乳につきまして牛乳という表示をつけるかつけないかという問題もござりますけれども、その際に牛乳とかりに表示をいたしましても、それによつて、消費者に普通牛乳と加工乳の違いがあるのだということをわからせるという必要があるうかと思いまして、かような措置を専用びんについてとつたわけでございます。共通びんでございますと、たとえば〇〇乳業ということになれば牛乳という文字が全然びんにあらわれてしまひませんから、したがいまして、共通びんではなく専用びんにつきましては牛乳という文字を使つてもいいけれども、必ずそれは加工乳といふ文字を大きく書きなさいということにいたしましておるわけでございます。それからまた、キャップにつきましては、前々からこれは普通牛乳、加工乳を必ず表示させておりましたけれども、キャップだけでは足りない。これはびんにもつけなさいといふことを言つておるわけでございます。それからまた、たとえばラックスものとか、あるいはゴールドとか、いろいろな、これは名称が特定の社に当たりますのではなはだまずいのでございますが、そのような、何か非常に成分が多いような表示をいたして、それによつて売つておるものにつきましては、その成分内容が十分ある状態にいたしておかなければ、そのような、特に消費者にエンリッチと申しますか、有効な成分が多く含有されておるような気持ちを起こさせる表示はつけではならないということにいたしまして、その規制に当たつておるわけでございます。この規制の効果によりまして、私どもいたしましては、少なくとも加工乳の分野につきましてはかなりの程度効果があがつてまいりとと思うのでございます。最近の傾向を見てみると、やはり普通牛乳のはうが相当伸びてまいつておりますと、加工乳の伸び率よりも普通牛乳の伸び率のはうがやや高い状態になつておりますので、今後ともそのような傾

向を助長いたして、フレッシュミルクを消費者に飲んでもらうという傾向を助長いたしてまいりました。

○渡辺勘吉君 それでは乳価は以上をもつて私の質問を終わりまして、豚について二、三お尋ねをして終わりたいと思います。

これは参考官に伺いますが、豚の上肉で言ふと、現行価格ではきわめて不採算である。やはり

その生産費調査から言つて、上物で一キログラム当たり三百六十六円以上という生産者の声があるのです。これを、価格を告示するにあたって、農林省はどうそれを反映をされようとするのか。今度審議会に出された考え方を修正してその声を開くべきだと思うが、その点の見解をまず明らかにしていただきたい。

○説明員(立川基君) ただいまの豚肉の価格の問題でござりますけれども、これにつきましては豚肉の価格の安定、上位価格の安定なり標準価格につきましては、われわれとしましては從来から需給実勢方式という方式で一応考えておるわけでございまして、そのやり方でこの数年やつてしまりまして、一応去年、おととし、いろいろな変動はございましたけれども、現段階においてこの算式を具体的に変える必要はないのではないか。ことに四十二年の状況から判断いたしまして、四十三年につきましては生産費なり何なりは、從来の統計調査部その他の調査からいたしまして若干生産費が低下しておりますけれども、需給の状況から勘案いたしますと、最近の状況からすれば、やはり四十三年は若干需給に何と申しますか緊迫感があるように感じられますので、兩者を勘案しまして、大体従来の実勢の算定方式によります数字でおおむね良好ではないかといふ案で審議会につきましては、上司なり関係の方々とも御相談

してきめたいと思つております。

○渡辺勘吉君 それからなお問題は、いま畜産振興事業団の買い上げ対象は上肉に限つておりますが、通常の相場のときには中肉との格差は三十円くらいで動いているわけですが、これが一たび、いわゆるピッグサイクルの輪に入つてくると、その上肉との価格差が、片方は一応安定価格で支えられることもあって五十円、六十円、八十円ぐら

い、さらに値上がりが起つて養豚農家としては非常に困り果てておるわけですね。政府の指導を真に受けて、そして多頭飼育をしている農家が一千万以上の借金を一つの農協でしょつて、この豚価の暴落によつて、その金を返せないと、私が見たのも一農協に十二、三人あるといふのが、これが全部、中肉に事業団の買い受け対象がない結果に由来しているわけです。それで、こうしたことでは困るので、四十一年の審議会ですか、そのときに猪垣畜産局長から、上ものだけをサポートしたのではこれはやはり安定にはならない。現実にいま流通している上ものの占める割合は五割ちょっとこえている程度でしょ。

四割以上が大体中肉だ。中肉がさっぱり事業団の対象にならないということは、これは肉の安定には片手落ちだということで、四十二年からはこれを対象にする、という約束をとつたわけです。しかし、一年の経過を見ると、事業団は中肉には何ら発動しない。政府当局は、事業団の規約をみながら変更さして、中肉を賣い入れの対象にして全体をやはり支えるという姿勢をとるべきものだと思うんですよ。四十一年のこれは約束もあるから。この点についてはどうですか。

○説明員(立川基君) 確かに、現行の制度といつましても、畜産振興事業団は買い入れを上ものに限つております。で、そういうような関係もございまして、価格のゆるんだとき、ことに昨年あたりにおきまして普通の上もの価格が落ち込んだ場合には、中以下のものについて価格の下落幅が大きくなるということは先生のおっしゃるとおりの事実がござります。そういう事実を踏まえまし

て、審議会におきまして昨年と本年度と二ヵ年にわたりまして、その委員会をつくりましていろいろと検討してもらつたわけでございます。それの先般の御報告によりますと、最近におきま

して、いま先生もお話をございましたように、豚の品質が比較的といいますか、相対的に低下しつつあるような状況でござります。これはいろいろな理由によると思ひますけれども、全体の屠殺頭数におきますと、流通豚頭数におきます上もの比率がだんだん低下しているような状況でござります。そこで、政府が買い支えるというよりは、中以下の部分のものを買ひ入れ対象とするべきかといふ点と、それから、かりにこれを中以上を買ひ上げるという制度にいたしました場合に、中が、御存じのように、非常に幅があるいは品質差の幅が非常に広いわけでございます。そこで、中のどの程度の部分のものを買ひ入れ対象とすべきかといふこといろいろと問題があるといふような御答申がございました。それに対して委員の中から、それはテクニカルに、あるいは行政技術的にそういう問題があるのだろうけれども、何なりといふ問題については別途考慮する必要もあるので、今後引き続き検討するようになります。何なら今後も検討を続けていきたいといふふうに考えております。

○渡辺勘吉君 検討を続けるというより、あなたは、とにかく四十一年の審議会で當時の局長はあります。東京なり大阪なり、そういうおもな市場と、各地方の、先ほど御例示にありましたような市場との間における価格差の問題をどう取り扱うかという御議論があつたわけでございまして、これにつきましても一昨年の審議会で御議論がございまして、これも社団法人日本食肉協議会に委託して調査をやりまして、現実における商取引においてそれらの地域における価格の落差がある、取引される市場における落差があるという事実が認められて、そういう経済の実態に合

る、これではとんとわからないですか。(笑)

○説明員(立川基君) 確かに一昨年の審議会におきます経緯があつたようにわれわれもお伺いしております。そういう経緯を踏まえまして、昨年具體的に小委員会をつくりまして横地小委員長を中心いたしまして専門家その他集まつていただきて、そして本年も引き続いて検討していただきました結果がさつき申し上げたとおりでございまして、これに対する審議会の御意見も先ほど申し上げたとおりでございますので、われわれいたしましたことは、いますぐ買い入れするとかどうと申しましては、いますぐ買い入れするとかどうとして、これに対する審議会の御意見も先ほど申し上げたとおりでございますので、われわれいたしましたことは、いますぐ買い入れするとかどうとして、心にいたしまして専門家その他集まつていただきて、そして本年も引き続いて検討していただきたい理由によると思ひますけれども、全体の屠殺頭数におきますと、流通豚頭数におきます上もの比率がだんだん低下しているような状況でございまして、いま先生もお話をございましたように、豚の品質が比較的といいますか、相対的に低下しつつあるような状況でござります。これはいろいろな理由によると思ひますけれども、全体の屠殺頭数におきますと、流通豚頭数におきます上もの比率がだんだん低下しているような状況でござります。そこで、政府が買ひ支えるというよりは、中以下の部分のものを買ひ入れ対象とすべきかといふ点と、それから、かりにこれを中以上を買ひ上げるという制度にいたしました場合に、中が、御存じのように、非常に幅があるいは品質差の幅が非常に広いわけでございます。そこで、中のどの程度の部分のものを買ひ入れ対象とすべきかといふこといろいろと問題があるといふような御答申がございました。それに対して委員の中から、それはテクニカルに、あるいは行政技術的にそういう問題があるのだろうけれども、何なりといふ問題については別途考慮する必要もあるので、今後引き続き検討するようになります。何なら今後も検討を続けていきたいといふふうに考えております。

○渡辺勘吉君 検討を続けるというより、あなたは、とにかく四十一年の審議会で當時の局長はあります。東京なり大阪なり、そういうおもな市場と、各地方の、先ほど御例示にありましたような市場との間における価格差の問題をどう取り扱うかという御議論があつたわけでございまして、これにつきましても一昨年の審議会で御議論がございまして、これも社団法人日本食肉協議会に委託して調査をやりまして、現実における商取引においてそれらの地域における価格の落差がある、取引される市場における落差があるという事実が認められて、そういう経済の実態に合

の卸売市場（当該卸売市場の区域内に又はこれに隣接して設置され、主として当該卸売市場の取扱品目以外の農畜水産物の販売の業務の用に供される集団的な売場であつて、当該卸売市場の一部であると認める）とを相当とするもの（以下「附設集団売場」という。）を含む。）を開設する者であつて地方公共団体以外のもの、農畜水産物の卸売市場において卸売の業務を行なう者（以下「卸売人」といふ。）若しくは中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）第十五条ノ六の仲買の業務を行なう者（以下「仲買人」という。）又はこれらの者が主たる構成員若しくは出資者となつてゐる法人であつて当該卸売若しくは仲買の業務の改善を図るために當該構成員若しくは出資者たる卸売人若しくは仲買人の業務の一部に相当する業務を行なうものに対し、当該卸売市場（附設集団売場を含む。）の施設又は当該卸売若しくは仲買の業務に必要な施設であつて農畜水産物の流通の合理化及び消費の安定的な拡大を図るために必要であると認められるものの改良、造成又は取得に必要な長期間かつ低利の資金であつて他の金融機関が融通することを困難とするものの貸付けの業務を行なうことができる。

別表第一中	二 第十八条の二第一項に規定する資金	年 八分	年 八分
三 第十九条の三第一項に規定する資金	年 八分二厘	十五年	十八年
四	年 八分	三年	三年

改める。

この法律は、公布の日から施行する。

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

に改正する。

第三条の規定による「行なう者」を「行なう者」に、「又は第八号に掲げる
行う者」を「行なう者」に、「又は第八号に掲げる
もの」の貸付を行う」を「若しくは第八号に掲げる

「賃付けを行なう」に改める。

「一年五分五厘以内」を「一年五分」（据置期間中、年四分五厘）以内に、「六年以内」を「八年

**第六条第三項中「昭和四十三年三月三十日」を
昭和四十八年三月三十一日に改める。**

第三十条第一項第一号及び第三十六条第三号

に北海道寒冷地畑作営農改善資金融通臨時措置法第三条一上する一を改める。

この法律は、公布の日から施行する。

した改正前の第四条に規定する営農改善資金の貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率

南九州烟作改善資金融通臨時措置法案

（目的）
南九州畑作営農改善資金金融通臨時措置法

<p>三 合理的な家畜飼養規模の農業經營を営むため計画的に乳牛又は肉用牛の導入及び畜舎その他の施設の整備等を行なうのに必要な資金であつて、当該家畜の購入に必要なもの又は当該施設に係る第十八条第一項第八号に掲げるもののうち、主務大臣の指定するもの</p>	<p>年六分五厘</p>	<p>十五年</p>
<p>三の一 農業經營を農業基本法(昭和三十六年法律第二百二十七号)第十五条に規定する自立經營(農業及びこれに附帯する事業)にその事業が限られている法人の行なう農業經營のうち当該自立經營に準ずるものとして主務大臣の定めるものを含む。)にするため、その農業經營を一体として、総合的かつ計画的に規模の拡大、資本設備の高度化等農業經營の改善を図るために必要な資金であつて、第十八条第一項第一号、第一号の二若しくは第八号に掲げるもの又は果樹の植栽若しくは育成、指定永年性植物の植栽若しくは家畜の購入に必要なもの</p>	<p>年 (据置期間 中は、年四 分五厘)</p>	<p>二十五年</p>
<p>に改める。</p>	<p>十年</p>	<p>三年</p>

(農業信用保証保険法の一部改正)
第二条 農業信用保証保険法(昭和三十六年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「農業近代化資金をい」というを「農業近代化資金をい、「農業近代化資金等」とは、農業近代化資金及び農業近代化資金以外の資金であつて農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)別表第一の第三号の二に掲げる資金の貸付けを受けた者が同号の規定による農業經營の改善を図るのに必要なものをい」と改める。
第五十九条、第七十八条第一項及び第二項並びに第八十五条第一項から第三項までの規定中「農業近代化資金」を「農業近代化資金等」に

における降雨量がきわめて多く、かつ、特殊な火山噴出物でおおわれている特定の畑作地域を南九州畑作振興地域として指定し、その地域内の農業者で營農改善計画をたてこれに基づきその營農の改善を図らうとするものに、農林漁業金融公庫が、必要な資金を長期かつ低利で貸し付けることにより、その地域における農業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(南九州畑作振興地域の指定)
第二条 農林大臣は、南九州の地域(宮崎県及び鹿児島県の区域をいふ)のうち、五月から七月までの間における降雨量がきわめて多く、かつ、シラス、ボラ、コラ、アカホヤ等特殊な火山噴出物でおおわれている畑作地域(その地域内の農業者の全部又は大部分が主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なつてゐる地域をいふ)で政令で定める基準に適合するものを、宮崎県知事又は鹿児島県知事(以下「県知事」という。)からの申請に基づき、気象条件その他の自然的経済的条件の類似するものごとに、南九州畑作振興地域として指定する。

2 前項の規定による南九州畑作振興地域の指定は、告示をもつてしなければならない。(貸付け)

第三条 農林漁業金融公庫(以下「公庫」といふ。)は、南九州畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なう者で第六条第一項の認定を受けたものに対し、この法律の定めるところにより、当該認定に係る營農改善計画に記載された同条第二項第四号の改善措置を実施するために必要な資金で、農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)第十八条第一項第一号若しくは第八号に掲げるものの、果樹の植栽若しくは育成に必要なもの、茶樹若しくは桑樹の植栽に必要なもの又は乳牛若しくは肉用牛の購入に必要なものの貸付けを行なうものとする。(貸付け条件)

第四条 前条に規定する者に対し同条に規定する

資金(以下「營農改善資金」という。)の貸付けを行なう場合における貸付金の利率は年五分(据置期間中は、年四分五厘)以内、その償還期間(据置期間を含む。)は二十五年以内、その据置期間は八年以内においてそれぞれ公庫が定めるものとする。

(貸付金額等の決定)
第五条 公庫は、第三条に規定する者に対し營農改善資金の貸付けを行なう場合には、貸付けの申込みをした者につき、次条第一項の認定に係る營農改善計画を参考して、貸付金額及び償還期間その他貸付条件を定めなければならない。

(貸付資格の認定)
第六条 营農改善資金の貸付けを受けようとする者は、農林省令で定める手続により、營農改善計画を作成し、これを申請書に添え、県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の營農改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一 農業経営の状況
二 資産及び負債の状況
三 収入及び支出の状況
四 当該南九州畑作振興地域の気象条件その他の自然的経済的条件に適応する營農条件に応ずる農業経営の確立を図るために必要な改善措置

五 营農改善資金の額並びにその貸付けを受けた場合における貸付金の使用計画及び償還計画
六 第四号の改善措置に必要な資金で營農改善資金以外のものの額及び調達方法
七 その他農林省令で定める事項

3 第一項の認定の申請は、昭和四十八年三月三十日までにするものとする。

第七条 県知事は、前条第一項の規定により認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定

次の各号の要件をみたす場合に限り、同項の認定

定をするものとする。

一 营農改善計画に記載された前条第二項第四号の改善措置が当該南九州畑作振興地域の気象条件その他の自然的経済的条件に適応する

象条件に応する農業経営の確立を図るために必要かつ適当なものであること。

二 营農改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。

三 申請者が营農改善計画を達成するためには、当該貸付けを受けることが必要であつて他に適当な方法がないこと。

(指導等)
第八条 県知事は、營農改善資金の貸付けを受けようとする者又はその貸付けを受けた者(その者の一般承継人を含む。)からの申出があつたときは、その者に対し、營農改善計画の作成又はその達成につき必要な指導をするものとする。

2 県知事は、營農改善資金の貸付けを受けようとする者の營農改善計画の作成に資するため、南九州畑作振興地域ごとに、当該南九州畑作振興地域の区域内において主として畑又は牧野につき耕作又は養畜の事業を行なう者の營農の改善の目標として、その気象条件その他の自然的経済的条件に適応する營農条件に応ずる營農方

式の例を作成することができる。
附 则
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の規定により公庫が行なう資金の貸付けについての農林漁業金融公庫法第二十九条第三項、第三十条第二項第一号及び第三十六条第三号の規定の適用については、同法第二十九条第二項中「融通法」とあるのは「南九州畑作營農改善資金金融通臨時措置法(昭和四十三年法律第一号)」と、同法第三十条第二項第一号中「融通法」とあるのは「南九州畑作營農改善資金通臨時措置法」と同法第三十六条第三号中「附則第二十三項」とあるのは「附則第二十三項

並びに南九州畑作營農改善資金金融通臨時措置法

第三条」とする。

一 魚価安定基金の解散に関する法律案

二、魚価安定基金の解散に関する法律案

三月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

(通則)
第一条 魚価安定基金(以下「基金」という。)の解散及び清算に關しては、この法律の定めるところによる。

魚価安定基金の解散に関する法律案

第二条 基金は、この法律の施行の時ににおいて解散する。

(清算人の任命等)
第三条 農林大臣は、前条の規定により基金が解散したときは、遅滞なく、解散前の基金の役員の中から清算人を任命しなければならない。

2 農林大臣は、清算人が職務上の義務に違反したとき、その他その職務を適切に遂行していないと認めるときは、その清算人を解任することができる。

3 清算人が欠けたときは、農林大臣が清算人を任命する。この場合においては、解散前の基金の役員の中からも任命することができ

る。

(清算人の代表権)
第四条 清算人は、基金を代表する。

(清算事務の監督)
第五条 清算人は、就任の後、遅滞なく、基金の財産の現況を調査して財産目録及び貸借対照表を作成し、農林大臣に提出してその承認を受けなければならない。

2 清算人は、農林大臣の定める清算計画に従つて清算を行なわなければならない。

3 農林大臣は、必要があると認めるときは、清算人に対し、清算に關して必要な事項を命ずることができる。

(清算行為の特則)

第六条 清算人が次の行為をしようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

一 基金の財産の処分

二 訴えの提起

三 和解契約又は仲裁契約の締結

四 権利又は利益の放棄

五 大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

六 農林大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

七 請えの提起

八 和解契約又は仲裁契約の締結

九 権利又は利益の放棄

十 和解契約又は仲裁契約の締結

十一 権利又は利益の放棄

十二 和解契約又は仲裁契約の締結

十三 権利又は利益の放棄

十四 和解契約又は仲裁契約の締結

十五 権利又は利益の放棄

十六 和解契約又は仲裁契約の締結

十七 権利又は利益の放棄

十八 和解契約又は仲裁契約の締結

十九 権利又は利益の放棄

二十 和解契約又は仲裁契約の締結

二十一 権利又は利益の放棄

二十二 和解契約又は仲裁契約の締結

二十三 権利又は利益の放棄

二十四 和解契約又は仲裁契約の締結

二十五 権利又は利益の放棄

二十六 和解契約又は仲裁契約の締結

二十七 権利又は利益の放棄

二十八 和解契約又は仲裁契約の締結

二十九 権利又は利益の放棄

三十 和解契約又は仲裁契約の締結

三十一 権利又は利益の放棄

三十二 和解契約又は仲裁契約の締結

三十三 権利又は利益の放棄

三十四 和解契約又は仲裁契約の締結

三十五 権利又は利益の放棄

三十六 和解契約又は仲裁契約の締結

三十七 権利又は利益の放棄

三十八 和解契約又は仲裁契約の締結

三十九 権利又は利益の放棄

四十 和解契約又は仲裁契約の締結

四十一 権利又は利益の放棄

四十二 和解契約又は仲裁契約の締結

四十三 権利又は利益の放棄

四十四 和解契約又は仲裁契約の締結

四十五 権利又は利益の放棄

四十六 和解契約又は仲裁契約の締結

四十七 権利又は利益の放棄

四十八 和解契約又は仲裁契約の締結

四十九 権利又は利益の放棄

五十 和解契約又は仲裁契約の締結

五十一 権利又は利益の放棄

五十二 和解契約又は仲裁契約の締結

に違反したとき。

三 魚価安定基金法第四十三条第一項の規定に

違反して、残余財産を分配せず、又は同項若しくは同条第二項の規定に違反して、残余財

産について、出資額に応じない配分をし、若

しくは出資額をとる分配をしたとき。

四 前条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公

告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 前条において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求を怠つたとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(魚価安定基金法の廃止)

第二条 魚価安定基金法は、廃止する。

(魚価安定基金法の廃止に伴う経過措置)

第三条 魚価安定基金法は、前条の規定にかかるわ

ららず、基金の解散及び計算に関する法律の施行後も、なおその効力を有する。

(第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。)

(漁業生産調整組合法の一部改正)

第五条 漁業生産調整組合法（昭和三十六年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第六条 第二項の規定は、第一項の承認について準用する。

(民法の準用)

第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条及び第七十八条から第八十一条までの規定は、基金の清算について準用する。

(罰則)

第十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の清算人は、三万円以下の過料に処する。

一一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

一二 第五条第三項の規定による農林大臣の命令

る。

(地方税法の一部改正)

第八条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「魚価安定基

金」を削る。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

第九条 改正前の所得税法別表第二第一号の表、法人税法別表第二第一号の表及び地方税法第七十二条の五第一項第四号の規定は、清算中の基

金については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(農林省設置法の一部改正)

第十条 農林省設置法（昭和二十四年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「魚価安定基金」を削

(農林省設置法の一部改正)

第十三条第三号（第二十九号）を削除する。

(第二十四条 削除)

第二十四条 第二十四条を次のように改める。

(第五十七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。)

(所得税法の一部改正)

第五十七条第一項中第五号を削り、第六号を第五号とする。

施策が推進されているが、いまなお飼料不足は深刻で、多額の外國飼料が輸入されている。輸入飼料に依存していくは肉牛飼育の採算は合わず、肉牛飼育増産のために早急に飼料増産の方途を講ずる必要がある。

二、農林省の調査によれば、わが国が自生する雑草の量は年間九十万トンにも及んでいるが、家畜飼料として利用されるのは三十ペーセントにすぎない。このような草資源の放置は国の損失である。

三、雑草の活用について長年苦心研究の結果、昭和三十五年三月、特許を得た「中川式乾燥草粉末飼料製造法」によつて豊富な雑草を飼料化され、生産された粉末飼料はもつとも新鮮な総合的栄養分を含有し、加えて、し好性に富んでいたため、家畜は好んでこれを食しており、その効果について京都府立畜産所で試験研究した結果、乳牛、豚、馬、鶏等の体質、健康、成長等基本的な質の向上によつて、生産高は二十五ペーセントの伸長率を見ることができたが、これは畜産物の生産に大きな役割を果たすものである。(資料添付)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、草資源の飼料活用に関する請願(第二八七三号)

二、草資源の飼料活用に関する請願(第二九四〇号)(第二九四一号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(第二九三三号)(第二九三三号)(第二九三四号)

二、中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(第二九三五号)(第二九三六号)(第二九三七号)(第二九三八号)(第二九三九号)(第二九四二号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、中国産食肉輸入禁止解除に関する請願(第二九三三号)昭和四十三年三月十四日受理

紹介議員 林田悠紀夫君

二、広岡健夫外十四名

紹介議員 森 元治郎君

この請願の趣旨は、第八二一号と同じである。

第二九三三号 昭和四十三年三月十四日受理

紹介議員 林田悠紀夫君

二、外十四名

紹介議員 森 中 守義君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三三号 昭和四十三年三月十四日受理

紹介議員 森 中 守義君

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

請願者 大阪府茨木市主原町一二ノ六ノ二
一 永井栄一外十九名

紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三五号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府茨木市戸伏一二三 前川さ
とえ外二十一名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三六号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市兵庫区雪御所町七一 杉本
笑子外二十八名

紹介議員 山崎 昇君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三七号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市兵庫区都田乃町一の二 立

紹介議員 山本伊三郎君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三八号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市兵庫区笠松通六ノ五松井ビ
ル六号 菅原よし恵外二十四名

紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九三九号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 神戸市兵庫区弓ノ木町二ノ一ノ九

紹介議員 横川 正市君
吉岡正博外二十四名

この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九四〇号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 大阪府吹田市竹見合二ノ一〇九ノ
七〇三 増永恵子外十九名

紹介議員 吉田忠三郎君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。

第二九四一号 昭和四十三年三月十四日受理
中国産食肉輸入禁止解除に関する請願
請願者 兵庫県明石市鳥羽北大戸一、〇八
七ノ一五 西山明美外十九名

紹介議員 渡辺 勘吉君
この請願の趣旨は、第八二二号と同じである。